

令和3年3月 3日開会

令和3年3月 17日閉会

令和3年

第1回定例会会議録

(2日目)

小豆島町議会

開議 午前9時30分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いします。

本日は、大変お忙しいところお集まりくださりまして、ありがとうございます。

本日の欠席届出議員は5番藤井議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時30分）

それでは日程に入ります。

日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（谷 康男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

また、議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真を撮影しますので、ご了承いただきますようお願いいたします。9番森崇議員。

○9番（森 崇君） 私からは、4問質問いたします。

1番目に、交通安全対策についてでございます。

1月末に行われた小学生議会では、6年生12人から一般質問がありました。四国新聞の記事を見ますと、池田小学校の生徒から道路改修の基準についての質問に町長は、車や自動車、歩行者が安全に通行できるよう議員や自治会長の意見を聞きながら改修を進めると答弁されております。私は、西村地区の朝のラッシュ時に、押しボタンの横断歩道を増やしてはどうかと質問いたしました。香川県は、交通事故が全国でワーストワンのであり、数年前は10万人当たり4位でした。しかし、私たち自身その実態を知りませんので、先日、小豆島の警察署に行き、草壁港から池田まで10年間の交通事故の実態を聞きました。その資料、「人身交通事故のまとめ」を見て驚きました。総件数は146件あり、軽症131件、重症13件、死亡2件でした。車同士の事故で亡くなった方はいませんが、人対

車両の場合は死亡事故2件でした。居眠り運転はございませんでした。こども議会では議員や自治会長の意見を聞くとの答弁でしたが、町長の所信表明12ページでも県内の交通死亡事故に触れられ、道路をはじめ、港湾、橋梁など、社会インフラ整備は生活と密接に関係する重要な政策であります、とあります。交通安全を深く考えておられると思います。私は時々小豆島ヴィラに行っていますが、室生峠から山頂近くまでの町道の危険性を強く感じます。大きな木が腐って落ちそうになっていたり、カーブミラーが古くなり、真っ白でカーブの向こう側が見えませんでした。安全のために、木や石が道に落ちてこない網の作成やカーブミラーの改善が必要と思いました。交通安全対策の考えをお聞きいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から、交通安全対策についてのご質問をいただきました。

施政方針で申したとおり、道路・橋梁などの社会インフラ整備は生活と密接に関係する重要な施策と位置づけ、整備及び維持管理を効果的に行うことが交通安全対策につながるものと思っております。議員がおっしゃる草壁港から池田港までの国道436号における人身交通事故件数につきましては、議員がご指摘のとおり事故件数146件のうち、その多くが車両同士の事故でございますが、人対車両の事故は13件、9%あり、そのうち2件が死亡事故となっております。事故原因は道路施設に起因するものではないと聞いておりますが、県も国道の歩道改良を順次行っておりますので、より安全に通行できる道路が早期に実現できるよう要望してまいります。

また、町道やその他の交通安全対策につきましては、交通安全対策特別交付金を活用して、毎年、カーブミラーや転落防止柵などの対策を行っておりますが、来年度は単独費を加えて増額した予算で対応しようと考えております。

町道を含め、詳細につきましては担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私のほうからは、町道柿の木谷サレ線及び交通安全対策における現状とその対応について説明いたします。

まず、町道柿の木谷サレ線につきましては、道路延長が国道436号から小豆島ヴィラまでの約5.5キロメートルで、カーブミラーにつきましては、見えにくかった2か所について、既に新しいものに付け替えております。また、木の伐採につきましては、昨年、急カーブの内側が見えにくいとの指摘がありまして、伐採を行っております。そのほか、道路側に伸びている木につきましては、通行に支障がある木はその都度伐採を行っておりま

す。落石については、落石注意の看板を設置し、注意喚起を行っております。

次に、交通安全対策における現状とその対応については、幹線道路である国道・県道につきましては県が歩道改良を順次行っておりますが、町道に関しては生活道路としての住居が密集している区間が多く、歩道改良が難しいのが現状です。しかしながら、毎年、交通安全点検を学校区ごとに行っておりますし、学校及びPTAから問題提起のあった箇所につきましては、可能な範囲ではありますが対応をしております。

町長が申しました交通安全対策特別交付金を活用した交通安全対策につきましては、毎年、各自治会から要望を取り、安全対策を行っております。令和2年度におきましては、カーブミラー9件、転落防止柵が1件で40メートル、その他2件を行っております。令和3年度は予算を増額し、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 私もこの前質問しましたが、めったに行きません。しかし、住んでいる方はゼロではないんですから、何とぞ町道なんですから、向こう側は私道だそうなんですけど、よろしく願いしたいと思います。

次に行きたいと思います。

2番目が、瀬戸内海の水質改善でございます。

今年の2月18日、県の市議会議長会が児童・生徒のメンタル対応や瀬戸内海再生のための水質目標値の設定など、7項目の要望を浜田知事に提出したと新聞に載っております。県の答弁は、瀬戸内海の水質目標値設定で国が調査研究を続けている。今後の動向を踏まえて、必要な措置を検討したいとありました。私は、以前にこの議会で瀬戸内海をきれいにする必要性を主張し、兵庫県が漁師さんの協力を得て国も取り組んでいることを質問しましたが、町は、瀬戸内海は小豆島町だけできれいにすることはできませんと答弁。前進させるのは現実に難しいと思いました。しかし、市議会議長会の今回の申入れは一步前進だと思います。瀬戸内海の水質を改善するチャンスだと思いました。町の新たな方針をお聞きします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から、瀬戸内海の水質改善についてのご質問をいただきました。

過去幾度となく同様の趣旨のご質問をいただき、答弁を申し上げたところでございますが、瀬戸内海の環境保全是、私も森議員と同じく重要な課題であると認識をいたしております。

ます。瀬戸内海は、豊富な水産資源に恵まれた、豊かで美しい海でしたが、高度経済成長期の都市化・工業化の進展に伴い、工場排水、生活排水が大量に流入し、水質汚濁が著しく進行したことで、赤潮や漁業被害等が頻発し、瀬死の海と呼ばれるようになりました。

このことにより、国や県が法令で排水規制を強化し、様々な対策が講じられた結果、水質は大きく改善してまいりましたが、それがかえってプランクトンの栄養にもなる栄養塩類の不足を招き、気候変動による水温上昇等の環境変化とも相まって、地域によっては養殖のりの色落ちが生じるなど、漁業に悪影響を及ぼしております。

他県では、県条例において豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度を定めているところがあり、森議員がおっしゃるとおり、先月2月には香川縣市議会議長会においても瀬戸内海再生のための水質目標値の設定を県に対し要望されております。しかし、今も広い範囲で赤潮が発生している海域も存在することから、海域によって必要な対策は異なり、実情に応じたきめ細かい水質管理が求められています。また、現在、国においても、水質の規制から水質の管理へと大きく転じる動きもあります。環境問題は、短期間で成果が表れるものではございません。地道な取組を積み重ねていくことにより、実を結ぶものと考えています。美しい良好な瀬戸内海を将来の世代に継承するため、今後、国や県の動向を注視しつつ関係機関と連携し、町として実施すべきことを講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 私も若いときに、日方の海岸で貝を物すごい取ってました。カルシウムが十分入っていますけど。おっしゃるように、小豆島町だけではとても無理で、瀬戸内海全部の問題だというふうに思いますので、ますます力を入れてもらいたいというふうに思っております。

次に行きたいと思います。

3番目は、草壁港高松港航路必要の強い要望についてでございます。

草壁高松航路を存続してほしいとの声は、正しい要求だと私は思います。単に不便になるからだけではなくて、町の将来性が問われている大問題で、企業の方も非常に心配しております。両備グループの小嶋代表は、トップインタビューで公共交通がなくなればその地域は寂れると捉えています。航路も公共交通であり、そのとおりだと思います。コロナ禍が広がり、ブルーライン船が売れなくなり、金策に困り果てた両備さんに助けを求めたと思います。瀬戸内海の真ん中にある小豆島は、6つの港で対岸とつながっています。

以前、阪神航路がなくなる可能性が出たとき、署名運動をしました。私は大阪から嫁い

できたという方もおいでました。利用者は随分と遠回り、当時ですけど、ですし、商売人の方は大阪で商品を仕入れておりました。大阪弁、岡山弁、高松弁が今も残っており、本土とのつながりを感じております。内海フェリーの社長だった故川崎嘉さんは、「船は道だ」が口癖でございました。有料だったブルーライン道路は11億円だったと思いますが、航路は岸壁さえあれば海の道は無料で、とても有利だと思います。今回の署名は3,247名でした。今年1月17日の草壁港広場の決起集会には、600名を超える町民が結集しました。先月2月20日の役員会に黒島県議も出席され、挨拶の中で航路の必要性を主張されました。2月21日には小豆島高松新航路就航の会が新たに発足し、動き始めました。塩田代表からは、産業、観光のメッカを守る決意が語られ、武部顧問からは、この地区では450年の昔、ちょっと間違っているんですが、塩作りが発展して、しょうゆも多く作られました。すばらしい内海湾には、台風時の船の避難場所にも使われている草壁航路と内海湾はとても大切だと言われました。最初質問した交通安全を考えても、フェリーや高速艇は居眠りしていても無事高松に着きます。船の移動は安全だと改めて気づきました。また、昨年12月の議会寸前に生まれた法律改正の判断も、再度示していただきたいと思えます。交通政策基本法附帯決議には、経済活性化や観光振興があり、コロナや人口減少も書かれております。土庄・池田・草壁航路も、国が指定し、知事が承認した指定航路です。航路を守る大きなポイントと思っています。県は、四国新幹線に非常に積極的でございます。航路問題を放置するはずはないと思います。町はどう考えておられるのか、改めてお聞きします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から、草壁港高松港航路必要の強い要望についてご質問をいただきました。

初めに、昨年の12月に成立いたしました交通政策基本法の改正内容につきまして答弁をいたします。

まず、法改正の趣旨でございますが、4つの内容になっており、1点目としましては、交通に関する施策の推進は人口の減少に対応しつつ、交通が地域社会の維持及び発展に寄与するものとなるよう行われなければならないと追加をされております。また、交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、国土強靱化の観点を踏まえ、我が国の社会経済活動の持続性を確保することの重要性に鑑みることが追加をされております。

2点目としましては、少子・高齢化の進展、人口の減少、その他の社会経済情勢の変化に伴い、国民の交通に対する需要が多様化し、または減少する状況においても、国民が移

動を円滑に行うことができるようにすべきことが明記をされております。

3点目につきましては、国民が安全に、かつ安心して公共交通機関を利用できるようにするため、旅客施設及びサービスに関する安全及び衛生の確保の支援、その他必要な施策を講ずるものとされております。

4点目は、国が地域の活力の向上に必要な施策を講ずる目的として、地域社会の維持及び発展を図ることを明記するとともに、基本的な高速交通網の形成及び輸送サービスの確保が追加されております。

このように、今回の法改正では、国民の日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等に向けて、国としての基本理念と実現のための事項が示されたものと理解をしておりますが、特に法第16条では、通勤、通学、通院その他の人または物の移動が円滑に行うことができるよう、離島に係る交通事情に配慮しつつ、交通手段の確保その他必要な施策を講ずるものとされておるところでございます。

また、議員ご指摘の参議院国土交通委員会においても、法の施行に当たり必要となる財政、税制、金融、料金体系の見直し等の各種支援策の一層の充実に努めるよう附帯決議がなされているところでございます。

町といたしましては、法改正の理念と実現のための事項につきましては歓迎するところでありまして、国の今後の具体的な施策を十分に調査研究していく所存でございます。

最後に、私の航路に対する思いにつきましては、施政方針でも申し述べたとおりでございますが、草壁高松航路につきましては、地域住民の日常生活や社会生活にとって大切な指定航路であり、クルーズの魅力も併せ持つ事から、大きな魅力と可能性を持っていると考えております。今後も、交通政策基本法の理念を実現するため、交流人口の拡大、産業の活性化、文化活動の推進を図り、町と島の魅力を高め、海の復権と全ての航路の活性化を目指したいと考えているところでございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） ありがとうございます。

最後に言ったんですけど、新幹線に県が前向きなので、僕らは確かに小ぢゃいときから内海フェリーに乗ってましたけど、海を見たというふうに思います。一番最初に国会で、衆議院の細田議員が航路も道路でしょうというのが一番最初だというふうに思います。確かに、船がなくて困っているとか、それが切れたから橋つけるとか、いろんな方法が取られておりますけど、この草壁港というのは航路は非常に必要やというふうに思います。この小豆島の住民にとっても、観光で小豆島に来る人たちもとても多いと思います。観光地

もいっぱいあるし、船舶以外の交通手段のない私たちにとって生活のための道路だというふうに改めて思いますので、その辺、当然今の答弁でいいんですけど、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 森議員ご指摘のとおり、航路につきましては地域住民の例えば通院、通学、あるいは買物等の日常生活にとって非常に重要なものでございます。それから、附帯決議にもありますように、観光振興にとっても交通というのは非常に大事だということが決議されておりますので、そういった法の理念に基づきまして、町としても草壁航路は大切なものと考えておりますので、今後も町長の答弁にありましたように様々な施策を講ずることでその存続に向けてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 私も署名で少し頑張ったつもりなんですけど、非常にびっくりしたことが1つございます。東京の父島の方が5人署名しとんです。104で聞いて、その方に電話で聞きますと、私は父島は東京から1,000キロ離れたところにあるので、島の人たちの気持ちはよく分かりますということで、その署名も5人分がちゃんと書いてありましたけど、電話では気持ちは分かりますから頑張ってくださいということでございました。繰り返しておりますが、瀬戸内海の真ん中にある小豆島、6つの港、これは瀬戸内海のど真ん中にありますから、僕はこれが普通だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後になります。危険空き家の対策についてでございます。

強い風などによって、古い空き家の屋根瓦が飛び、通行人に当たったりすることから、家を潰すとき、町からの補助があることは知っておりましたが、対象になる家は風呂とトイレが必要だとのことでございます。私からしますと、通行人に瓦が当たるのは同じなのだと思います。山の中なら仕方ないんですけど、町道とか里道のすぐ横も古い家は危険だというふうに思います。私の子供の頃は家とかトイレが離れていたり、もらい風呂もありました。そういう古い家が没落し、危険なのに、金がないから放置しますで終わってはいけないというふうに思います。私の近くにも昔の工場、これは住家じゃないんですけど、いろいろ生産してある昔の工場が潰れそうで、瓦も落ちております。さらに、崩れそうになっております。その近くを朝夕散歩している方の安全を守るためにも、早急に何とかしていただきたいと思います。聞きますと、県の制度も関連するとのことですので、町も県



も考え直して、制度、条件を早急に改めていただきたいと思っております。よろしくお願  
いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から危険空き家の対策についてご質問をいただきました。

議員もご存じのとおり、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進し、地  
域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除却を行う者に対し、補助金  
を交付する小豆島町老朽危険空き家除却支援事業がございます。これは現に使用されてお  
らず、かつ今後も居住の用に供される見込みがない住宅を対象としたもので、県の補助制  
度にのっとりた事業となっております。

森議員のご質問では、住宅以外の工場、倉庫などの除却まで対象となるように改正して  
ほしいとのご質問だと思われませんが、現在、県においてはこのような補助制度がございま  
せん。危険な建物の存在は承知しておりますが、町独自で工場、倉庫等の除却まで対象と  
いたしますとかなり多くの申請が予想され、また全て町単独費での負担となることから、  
現状では難しいと思っております。

しかしながら、工場、倉庫などの建物についても、近隣や道路通行者等に被害を与える  
おそれがありますことから、今後、小豆島町空き家等対策協議会で検討してまいりたいと  
思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 危険空き家という呼び方というのは正しいと思います。県ともよ  
く相談されて、高松のほうへ行ってもよく似た、もう家を放置して潰れとる家もいっぱい  
ありますので、それが通行人に当たったり、自家用車に飛んできたりしたらいけないと思  
いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、新型コロナウイルスのワクチンの接種を本町ではどう進  
めるのかということで質問をいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種が、日本でも医療従事者を皮切りにスタートいたし  
ました。アンケートの報道によりますと、接種の副反応を懸念して接種を希望しない人が  
ある程度の数値で存在するとのことですが、町民にはぜひ、このワクチン接種を受  
けていただきたいと思っております。町から町民へはどんな働きかけをして進めていくの  
かということでお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 浜口議員から、新型コロナウイルスワクチン接種についてのご質問をいただきました。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、本日3月16日から郡内の医療従事者を対象に接種が始まります。今後のワクチン接種につきましては医師会と協議の上、医療従事者、高齢者施設等の入所者及び施設従事者、その後、後期高齢者と国が示す優先順位に応じ、郡内の医療機関において順次接種を進めていきたいと考えているところでございます。接種の対象は16歳以上の住民になりますが、接種の進捗状況、またワクチンの供給状況に応じ、順次ご案内をしていくこととしております。この新型コロナウイルスワクチンは、生命、健康を損なうリスクの軽減、さらには社会経済の安定につながることを期待されることから、より多くの住民の皆様が接種されることを願っているところでございます。なお、このワクチン接種は強制ではございません。予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、理解した上で接種を受けていただきたいと考えております。周知につきましては、広報紙やホームページ、また公民館での資料の掲示などにより、できる限りの情報提供に努めたいと考えているところでございます。また、接種を強要したり、接種を受けていない人に差別的な扱いがないよう、併せて周知してまいりたいと考えております。

なお、現在予定している接種体制につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 私から、ワクチンの接種体制についてご説明申し上げます。

初めに、小豆島町における接種体制でございますが、現時点では個別の医療機関での接種を予定しております。これは、医師、看護師等が少ない現状において効率的な接種を行うための最善の方法として医師会と協議の上決定したもので、最終的には医療従事者への接種の状況を見て決定したいと考えております。

次に、医療従事者、高齢者施設入所者等への接種については、一部の医療機関を除いて自分の施設で行うこととしており、接種のご案内についても施設を通じて行ってまいります。これらの方への接種の完了が見込まれる時点で、次の対象となる後期高齢者に対して接種のご案内を行うこととしております。案内につきましては、個別に接種券（クーポン券）とワクチンに関する情報誌等を送付するとともに、広報、ホームページ等で周知したいと考えております。以降、優先順位に基づき、同様のご案内を行うこととしております

ので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 順番は分かりました。けれど、さていつからそれが、例えば一般の方が受けられるかということが皆さんは知りたいんだと思います。先日、委員会で私の例えば77歳の方がお聞きしますと、6月になりますというような話でした。6月というたら大分先やなと思うて、もっと早くできないかなということをおもっております。ですから、例えば接種券の町民への発送がいつ頃になるのかという大体の日を、順番は分かったんですけど、いつ頃皆さんの元へ接種券が届くかというようなこと、そして申込みはいつから受け付けるかとか、そういうことを早く知りたいと町民の方は思っておられると思いますので、この点はどんなんでしょうかね。それと、2回しないといけないということですから、最初するときにもう2回目の日時、時間とかが決まって、2回目のもそのとき分かるのかどうかというようなことも知りたいです。そして、高松、75歳以上の年配の方を優先的にするというようなことも聞いていますけれど、その点はどうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 具体的な現在想定しております接種日程についてお答え申し上げます。

初めに、先ほど町長のほうからご説明がありましたが、医療従事者につきましては本日から第1回目の接種を行います。およそ10日ぐらいをかけて1回目を終わらす予定です。ただ、ワクチンの数がないので、医療従事者の方の2回目の接種をその後行いまして、随時医療従事者、小豆郡で約900名ぐらいいらっしゃるんですけども、これについては今のところは4月30日までに全ての医療従事者の接種を終わらせたいというふうに考えております。

次に、高齢者施設の入所者でございますが、これもワクチンの供給を国のほうが医療従事者と高齢者というふうに、ワクチンに色はないんですけども、使途について限定して配布されておりまして、小豆島町では初めに125回分の接種しか届きません。これが4月20日の接種を予定しております。このような形で接種を進めてまいりまして、ここからはもう本当に介護従事者と介護施設の入所者も島内で恐らく千二、三百名はいらっしゃるというふうに思いまして、今現在希望を取っているところなんですけれども、この方の接種が終わった後に後期高齢者の方への接種を行うような形で考えております。具体的に一般的な高齢者施設の方については、ワクチンの供給の状況もあるんですけど、現在の予定では5月17日の週、こちらから1回目の接種を進めていきたいというふうに考えておりま

す。こういう形で進めてまいりますので、今想定しているご案内というのは、6月中旬ぐらいに後期高齢者の方に接種をしたいというふうに考えておるところですが、ただ何分注射針のほうも、5回ワクチンが採取できるものと6回採取できるものというものについても具体的な日時が示されていない状況にありまして、大まかなスケジュールは想定して作業を進めておるんですけども、実際施設ではいつ打つから準備をしてくださいというところまでお願いできないというところになるので、漠然とした今の想定としましては6月中旬ぐらいに後期高齢者の方に文書での通知を進められるように作業を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 6月といたらまだ大分先になりますけど、一日も早い接種を希望しとる人が多いと思いますので、町長さんが先頭に立てるかどうかわかりませんが、町民の方に早く接種できるように、ひとつ一丸となって進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたして終わります。

---

○議長（谷 康男君） 次、6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 私はこのたび大変に大きな問題となっております草壁港高松フェリー運航休止に伴いまして、海上交通の将来を見据えた港湾の方向性はということで質問をさせていただきたいと思います。

我が小豆島町におきましても人口の減少が止まらず、町の人口が1万人を切ってしまうのも見えてきたように感じております。人によって支え、保持されているこの社会、なかなか小豆島町におきましても持続でき得ること、あるいはできないことが今後非常に形で私たちの身の回りに現れてくるところとなっているように思います。

かつて私たちの生活するそれぞれの地域には小さいながらも商店があり、企業があり、そしてそこに人々が行き来し、それなりの規模でのにぎわいがありましたが、長い年月を経て今日では、一生懸命頑張っておられる商店や、あるいは企業の方々もございしますが、かつてと比べれば随分大きな隔たりがあるように思います。

このたびのフェリー休止も、そのような一つとして捉えることができるのではないかと思います。利便性を考えれば、当然港湾は多いにこしたことはございません。特に、いろんな事情を持たれている方がおいでだと思いますので、やはり多いということはそれなりに便利であるということにつながっておるのではないかと思います。現実には非常に厳しく、そしてこのたびの事態から再編・集約という問題がいや応なく突きつけられたように

と思いますが、町としてのお考えをお聞きしたいと思います。

併せて、あとのことにつきましても先に述べさせていただきます。

航路休止が明らかになりまして半年を過ぎますが、休止まであと半月しか時間は残されておられません。明らかに生活に影響を受ける方々もいらっしゃると思いますが、その実態及び対応策についてはどのようにお考えなのか。また、今後、この事態への対応及び草壁港周辺の振興には国際両備フェリーの理解・協力が欠かせないと思いますが、どのように進んでいるのか。国際両備フェリーは協議を続けていきたいと言っておりましたが、そのあたりはいかがでしょうか。以上です。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員から、海上交通の将来を見据えた港湾の方向性についてご質問をいただきました。

航路につきましては、私たちの社会生活や経済活動の向上をはじめ、観光客などの交流人口の拡大を図っていく上で極めて重要な社会インフラであり、議員ご指摘のとおり、その利便性を考えれば、多様な航路の存在が町と島の発展に不可欠であると考えております。

また、人口減少に伴い、航路の再編・集約は避けられないとのことですが、小豆島全体の航路利用者は、交流人口の拡大や物流の変化などにより、コロナ禍の前で言えば増加していた状況にあります。

私といたしましては、施政方針でも申し上げたとおり、草壁高松航路の休止問題は誠に残念な状況と受け止めておりますが、本航路は大きな魅力と可能性を持っていると考えているところでございます。したがって、ジャンボフェリーによって小豆島と京阪神を結ぶ航路が16年ぶりに復活したように、港の機能の維持管理を継続し、交流人口の拡大、産業の活性化、文化活動等の推進を図り、町と島の魅力を高めることによって、今後も新たな航路事業者の参入があり得ると考えておるところでございます。

一方、4月からの航路休止は避け難い状況にあります。これまで年間20万人程度の方が利用していた航路でありますので、住民の日常生活をはじめ、地域産業や観光等におきまして大きな影響と不便が発生するものと考えております。これまで草壁高松航路を利用されていた方のお声をお聞きし、状況を見ながら、必要となる施策を検討してまいります。

まずは、自家用車での移動手段を持っていない子供や高齢者、障害者など、いわゆる交通弱者の港への移動を確保するため、国際両備フェリーによる無料送迎バスの活用をはじめ

め、オーリーブスの在り方や無料送迎バスの6か月経過後の方向性につきましても、利用状況を勘案しながら対応を図っていきたいと考えております。

最後に、港は定期航路の存在が何より大切であり、振興の根源であると考えておりますが、草壁港周辺の振興につきましてもは地域住民をはじめ、関係団体等のご意見を伺いながら、必要となる施策を検討していく所存でございます。

なお、両備グループから提案されております草壁港周辺の振興策につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、両備フェリーユニットからご提案のありました草壁港再活用アイデアと、両備グループから提出されました草壁港活性化イメージの内容等につきまして答弁いたします。

まず、草壁港再活用アイデアでございますが、港の直接活用案、それから間接活用案及びターミナル活用案、それから中・長期構想の3部で構成されております。アイデアでは、町長の答弁にありましたように無料送迎バスの運行をはじめ、チャーター船による内海湾周遊クルーズ、フェリーターミナルの活用による観光拠点化等が記載されております。また、中・長期的な構想として、国際クルーズ客船の寄港地としての活用、自転車ロードレース大会の誘致、無人航空機（ドローン）競技大会や撮影会の開催が記載されております。

次に、草壁港活性化イメージでは、草壁マルシェ・朝市、フードコート・カフェ、メガクルーザーの展開イメージ図が提出されております。このように、両備グループからは草壁港の振興策が提案されておりますが、現時点ではその事業主体や事業費が明記されていないものが多い状況でございます。また、ご質問の進捗状況、こちらにつきましては4月からの無料送迎バスの運行につきまして9月30日までの時刻表を頂戴しておるところでございます。

最後に、草壁港の振興につきましては、地域住民の関わりが極めて重要であると認識しており、今後は地元自治会や関係団体等のご意見を踏まえながら、必要となる施策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 国際両備フェリーさんとの話合いでございますが、具体的にはどの程度なさっているのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 今現在、具体的にお話ができるしておりますのは、先ほど申し上げたとおり4月1日から9月30日までの無料送迎バス、こちらの時刻、池田港に向かう便は1便、それから池田港から草壁港に向かう便は2便という内容の提案をいただいております。以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） ということは、それ以外のことについてはまだ何も話合いができておらないと、こういうことでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 具体的には、まだ話ができないう状況でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 今後、どの程度の頻度、あるいは速度でそれを進めていくご予定でありますでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 先ほどもご答弁させていただきましたが、草壁港の活性化につきましては地域住民、とりわけ地元自治会の参画、協働、それが非常に重要と考えておりますので、地元自治会長さんとか関係者の皆さんとご意見を交わしながら、今後必要となることを両備グループとともに話し合っていきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） とにかく、非常に事は重要であり、そして緊急を要するものだと思いますので、するするといふのではなくして、いつやります、今やります、あるいは何日にやります、こういう方とやりますといふことで、具体的にお話を前に進めていただきたいと思います。

先ほど町長のお話にもございましたが、結局、航路の活性化あるいは存続というのは、観光は言うまでもなく、小豆島町の多くの分野にわたる復活あるいは改革があってこそ担保されるものであると考えております。海上交通の将来を考えた場合、今後とも町の活性化を目指して町政の運営に当たっていただければと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（谷 康男君） 2番三木卓議員。

○2番（三木 卓君） 私は通告に従いまして2問質問をさせていただきます。

1つ目が、本館及び西館入り口、玄関にコンシェルジュ（受付対応者）の配置をという  
ことで質問させていただきます。

私自身が数十回開催している地域ミーティングにおいて、このコンシェルジュの配置が  
共感度と要望の高かった内容になります。10月に行いました地域ミーティングにおいて、  
10名ほど参加していただいた中で、ある女性の方がこのようなことをおっしゃいました。  
松本町長になって、役場変わったよなっていう話で、具体的にどういうことなんですかと  
話を聞くと、この間役場に行ったら、入ったら受付みたいな人が対応してくれて、今日は  
どういった御用で来られたんですかと声をかけてくれたんですと。実はこういう内容で来  
たんですけどという話をすると、その職員が、でしたらこの書類とこの書類が必要なんで  
すけど今日はお持ちなんですかというような確認をされて、今日は持ってきてないんです  
という話をすると、それがないと処理ができませんので、一旦お帰りになってまた後日お  
越してくださいということで、その日はその対応で1回家へ帰った。それから後日、また来  
られたときに、やはり受付みたいな方がいらっしゃって、同じように今日はどういう御用  
で来られたんですかという話になりまして、前にあったこと、こういう書類が必要なので  
持ってきたんですという話をすると、ではこちらの課になりますのでどうぞということで  
課までアテンドしていただいたと。それを周りのほかの10名の方が聞いてて、すごいじゃ  
ないかという形で、本当に拍手喝采が起こるぐらいのレベルでした。ただ、その後すぐ別  
の方が、わし今日行ったけどそなん一人もおらんかったけどなあという話になりまし  
て、私も、もともとこの話は結構地域ミーティングでは出てたので、自分もそういう対応  
をされたことないなあと思いながら、翌日確認してやっぱりいなかったなということで、  
今も役場に来ることは多いんですけど、議員やから知ってるやろうという意味で対応して  
くれない可能性があるんですけど、私自身はそういう細かな対応をされたという記憶がな  
い中で、本当にそのときのすごいやないかとみんなが言うたその声の音量とか圧とか表情  
とかを見てると、感じると、本当にこれをやることは住民満足度とか住民の行政に対する  
評価って確実に上がるだろうなというふうに思えたので、ここで改めて提案していきたい  
なというふうに思いました。

ちょっと計算したんですよね。仮に、職員1人当たり年間でどれぐらいの対応率になる  
かというところを計算すると、本館及び西館にいる職員は大体140名ぐらい、年間の勤務  
日数が250日ということで、すみません、計算が間違ってたんですけど、年間に1人当た



り2日間というふうには書いているんですけど、本館と西館ということを見ると3日と半日という計算になりました。年間で3日と半日だけ受付という対応に時間を割くだけでいいというふうに考えると、難しい数字でもないのかなというふうに思います。さすがにほかの仕事もあるので、一日中受付対応しとけというわけにはいかないと思いますので、午前中もしくは午後というふうに分けた半日ずつを2人で、午前中に1人、午後で1人というふうに対応するのが現実的だろうかというふうに思います。年間に3日と半日というふうになると、大体2か月に4時間、半日だけ対応するという計算になって、時間にして1日8時間の週5日間の40時間掛ける4週の160時間掛ける2か月と考えると、320時間に対して4時間、比率にすると1.25%なので、これもやってできない数字ではないのかなというふうに思っております。

行政職員の仕事、たった1%程度の時間を住民に投資し、職員が率先して来庁された訪問者に対して声をかけて受付の対応をするということで、住民からの役場に対する評価や住民サービスに対する満足度というのは確実に上がるだろうというふうに私は考えています。住民の皆さんがどのような用事で来庁するかというのは人それぞれ違うとは思いますが、行政職員の人は大体3年から5年で課を移動するというふうに聞いています。配属された課の仕事内容は当然理解しているでしょうし、職員同士の横の連携も取れていると思いますので、対応できないレベルの人も少ないように思います。

また、この対応をすることで、職員のコミュニケーションスキルも磨かれるでしょうし、もし対応できない場合があるとするならば、それは知識の理解が進んで人材育成にもつながっていくのかなというふうに思います。小豆島町集中改革プランの中には人材育成の強化と書いてあり、その文章の中には、よりよい行政サービスの提供には職員一人一人の資質向上が求められますとも書いています。

住民に対しても職員に対してもメリットのある内容だと思いますが、本館及び西館入り口へのコンシェルジュ（受付対応者）の配置について町長のご意見をお伺いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 三木議員から、コンシェルジュ（受付対応者）の配置についてご質問をいただきました。

人材育成の強化は私が掲げる重要施策の一つであり、よりよい行政サービスの提供には職員一人一人の資質向上、意識改革が不可欠でございます。ここ数年で、現在の課長級が一斉に退職を迎えますことから、多岐にわたる行政課題に取り組む人材の育成が急務であるというふうに考えているところでございます。

そこで、今年度から係長級の職員を中心に、公務員として身につけておくべき知識を習得するため、法制執務や地方自治法などの講義をはじめ、危機管理室の設置を契機に、香川大学と連携した危機管理プログラム研修などを実施しているところでございます。

受付対応者の配置につきましては、これまでも議会において同様のご意見を頂戴しております。議員からも、住民サービスの向上につながるのではとのご意見でございますが、まずは全職員が率先して来庁者に対して声をおかけし、また気配りをすることが住民サービスの向上につながるものと考えており、全職員にそういう指示をしているところでございます。また、小豆島町行政組織規則において、本館の商工観光課、西館の住民生活課の所掌事務に庁舎の総合窓口案内に関するものを加えまして、来庁者に分かりやすいよう総合案内の看板を設置したところでございます。

私たち地方公務員は、全体の奉仕者として勤務し、全力を挙げて職務に専念する義務があることを再認識するとともに、全職員がコンシェルジュであるとの意識を持って、より良い行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） セミナー等で知識をつけること、それも本当に重要だと思うんですけども、まずは来られた住民のために行動をいち早く起こしていただくということも同様に重要だと思いますので、今現状は先ほど言われた声かけの徹底というところを指示しているということでしたので、それをもう少し徹底してほしいなという事例が実はありまして、私今、議員インターンという形で学生を受け入れておりまして、その中で町役場へちょっと入ってみて、ざっと見て感想をくれと、正直なところをも言うてくれというふうに聞いたんですよ。そうしたら、複数名答えていただいた中で、より辛辣な回答がありましたので、皆さんにも直接、これが僕は本当に住民の声なんだろうなというふうに素直に思って、聞きながら僕もめっちゃ心が痛かったんですよ。でも、皆さんにも多分知っていただく必要があるのかなというふうに思いまして、ちょっとここで発表させていただきたいんですけど、4人僕受け入れているんですけど、1人が言うた回答じゃなくて、3人以上が言った回答です。静かとは聞いていたが予想以上の静けさだった。職員さんと目が合ったが、目をそらされた。話しかけたら対応するという空気感で、基本は無視されている感じ。本館のほうが雰囲気怖かったという。僕、本館に来ることが多いので、そんなこと全く思わないんですけど、彼ら初めて来る人から見るとこういうことなんだなというふうに思ったんですよね。一番びっくりしたのが、目が合ったが目をそらされたというの

はすごい僕は衝撃で、一礼ぐらいないのかなあ。分からんですけど、こういうことが本当に、住民の人って役場に来ることってそんなないと思うんですよ。二、三か月に1回とか半年に1回とか、普通の人だったら1年に1回も来てんのかなというふうに思うんですけど、そのときにこういう対応をされると役場に対する評価とか絶対に上がらないなというふうに思いますので、今言ったように声かけをしっかりとさせていただいて、徹底していただきたいなというふうに思います。

それから、今ちょっと辛辣な言葉を申し上げたんですけど、それとは別で、僕も1日だけ雰囲気を見てもらったら、そのときたまたま本当に雰囲気が悪いときってあると思いますので、2日間に分けて本館と西館って2回ずつ回ってもらっています。そのときに、西館で1回、本館で1回、結構奥まったところまで入ってからなんですけど、男性の方でこちらの課にお越しですかというふうに声をかけてくれた職員が2名、本館で1名、西館でも1名いらっしやったというこれも事実で、そもそもそれができている人もいるんですけど、それが奥まったところまで行くんじゃないくて、やっぱり手前でできると全然違うと思いますので、その辺のご対応をぜひお願いしたいと思います。

続いて、2問目に行きたいと思います。

町広報裏面の「人の動き」についてです。

これも、地域ミーティングである参加者が発言されました内容です。移住者の人がうちの地域に来てくれるのは大変ありがたいんですけど、すぐに名前が分からんのよなあ。その名前が分かったら、地域行事の際とか声かけやすくなるんよねえという話から、それちょっと面白そうですねということで、ちょっとそういう声が上がって議論を進めていくと、町の広報の裏面に掲載するのはどうかという他の参加者からの提案がありました。

理由及びメリットということで少し考えていくと、地域住民は名前を知ることによって声がかかりやすくなるというメリットがあって、移住者の人は町広報に名前が掲載されるということで一町民として認められたという実感が持てるのかなと。それから、3つ目は、行政として住民に対して移住施策の実績報告ができる。平成30年度は大体3,500万円使っておりますので、それでそういう実績報告ができるというところも考えると、まさに三方よしの内容で、デメリットはちょっと僕自身はないように感じました。

現在は、年間で大体100人から150人ぐらいがこの小豆島町に移住していただいているというふうに聞いております。月にすると大体十二、三人というところで、最近では本当にお亡くなりになられる方がすごく多くて、スペースの問題こそあるとは思いますが、掲載が難しいほどの数字ではないように思っています。掲載においては、住民生活課

に申請したときに掲載していいかどうかの確認を取って、確認の取れた人の名前を企画財政課の担当に伝えるだけというすごいシンプルなシステムだと思いますので、難しいことでもないのかなというふうに思っています。

移住者の氏名を町広報の裏面、「人の動き」に掲載することについて町長の意見をお聞きします。また、四、五年ほど前から結婚された方の氏名を掲載するようになっていると思うんですけど、それに掲載するのに至った経緯とその理由もお聞かせください。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 三木議員から、移住者の町広報紙掲載についてご質問をいただきました。

町広報最終面にあります「人の動き」には、現在、おめでた、ご結婚、お悔やみ、町の人口のコーナーを設けております。

三木議員の、「人の動き」の中に移住者の氏名を掲載してみてものご質問でございますが、現在掲載しておりますおめでた、ご結婚、お悔やみにつきましては、町として弔意または祝意を表すものとして、また法的な届出に基づいたものでございますから、正確な情報の下での掲載となっております。しかしながら、移住者につきましては明確な定義がないため、正確性に欠ける情報となること、また移住者だけを特別な存在として取り上げてもいいものなのか判断が分かれることから、現状では難しいと考えております。ちなみに、香川県内の広報紙を調べましたところ、どの市町でも移住者氏名の掲載はございませんでした。

詳細は、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 町広報紙の移住者氏名の掲載についてのご質問ですが、結論から申し上げますと、先ほど町長が申し上げましたとおり難しいのが現状であります。と申しますのも、まず地域ミーティングで、ある参加者が、移住者がうちの地域に来てくれるのはありがたいんですけど、すぐに名前が分からんのかなあ。名前が分かったら地域行事の際とか声もかけやすくなるのにねという声でございますが、移住者の方が自治会長や隣近所の方にご挨拶に伺えば、地区内に情報が伝わりますので特に問題はないかと思われそうですが、ご挨拶がなかった場合は、まず地域の方からお声かけをしていただければお互いに情報を共有することができますし、コミュニケーションを図る手段として有効かと思えます。一住民として認められる第一歩になるのではと思います。

次に、町広報紙掲載の件でございますが、三木議員のおっしゃる趣旨は十分に理解でき

るのですが、公的機関からの情報発信となりますと、正確性が問われてきます。移住者の定義によって対象者が変わってくることや、移住者イコール町広報紙掲載者全員とはならないため誤解を招くこと、また移住者目線に立った場合、移住者そのものの言葉の表現、移住者だけを特異な存在として取り上げてもよいものなのか、都市部の広報にはおめでた、ご結婚、お悔やみの掲載もないため、移住者掲載に対する違和感、また防犯上の観点から単身者女性等の掲載の可否等、非常にデリケートな情報でありますことから、町広報紙掲載につきましては慎重にならざるを得ないと考えております。

また、結婚された方の氏名掲載に至った経緯とその理由でございますが、一部の市町が既に掲載していたため本町でも掲載をしてはどうかとの声があり、検討した結果、祝意を表すものであること、また法律に基づく届出であるため正確性が保てるとの判断から、ご本人に意向を確認させていただいた上で、今から約10年前の平成23年8月号から掲載が始まっております。

以上、三木議員の貴重なご意見を参考に、移住・定住促進対策の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） おっしゃる内容はすごく理解できました。本当に難しくデリケートな問題でもあったのかなというふうに改めて思いました。ただ、1点、どの市町でもやってないという声を聞くと、じゃあ小豆島町からやろうぜというふうに考えてしまうのが私の性格でもありますので、その辺も含めてできる方向で少しずつ前向きに検討していただけたらありがたいなというふうに思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 7番大川新也議員。

○7番（大川新也君） それでは、私のほうから、3問質問いたします。

1問目ですが、給食費を公会計化への考えはということです。

昨年11月、報道されました。文科省が公立学校での給食費を自治体の会計に組み入れる公会計化を実施しているのは、全国で26%にとどまっているとの発表がありました。

香川県内では、19教育委員会のうち、公会計化は3教育委員会が実施、また検討・準備中は10教育委員会でした。また、予定なしは6教育委員会ということでございます。当町はどのような位置なのか、答弁をお願いしたいと思います。公会計化で、徴収業務や滞納者への督促が自治体の役割となり、教員の働き方改革につながることを期待されると思われるが、当町の現状、また今後の考え方はいかがでしょうか。

町内への聞き取りでは、各校で全部には聞き取りはしていませんが、現在は給食費の徴収に関しましては、PTA会費とか学級費とかそれを含めての各金融機関での口座振替の方式を取っているようでございます。その対応ではありますが、管理はあくまでも学校の管理ということで、かなりその管理が難しいという状況であると聞いておりますので、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 大川議員から、給食費の公会計化についてご質問をいただきました。

令和元年7月に文部科学省から学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進についてが発出されるとともに、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインが示されております。これらにより、地方公共団体は学校給食費の公会計化を促進し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことにより、公立学校における教員の業務負担を軽減するよう通知がありました。

本町におきましては、既に給食費を町の一般会計に編入しておりますが、徴収手続きにつきましては議員ご指摘のとおり学校で行っており、町が徴収・管理業務を直接行っていないのが現状でございます。給食費に関する業務につきましては、学校事務員が行っていますが、従来、未納があった場合は担任の教員の負担になったこともありました。現在は、給食費の徴収方法について、口座振替を推進した結果、小・中学校で現金払いは1名のみとなっています。しかし、口座振替ができず、学校事務員や教員が支払いの督促を行うケースもありますので、システムの導入や人員配置等について検討してまいります。先行する他市町の状況も参考にしながら、令和4年度から町による徴収・管理業務が実施できるよう取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 先ほど質問しました、香川県下で市町の教育委員会の位置はどの位置であるか、小豆島町の位置。検討中か、予定ないとか、その数字が出てますよね。香川県下で実施の教育委員会が3、検討中・準備中が10、予定なしが6、小豆島町はどこに

入っているのか。

それから、先ほど教育長が令和4年度から変えるという内容ですが、これは公会計化にするということですか。するんですか。全国でも問題になっておる公会計化に関しましては、かなり難しいという考えを持っている自治体があるそうなんです。その要因は、給食費に関しましては、最近、アレルギー体質とか偏食が多いとか牛乳を飲まないとか、その児童一人一人に関しまして、今日はこの人牛乳飲んでない、この人が何を食べてない、パンを食べなかったねとかいうそういうようなことがあって、一人一人金額が違うらしいです、学校に聞きますと。その事務が大変なんです。実際は全国で26%しか実施していないというのは、その情報の管理、一人一人の給食費の計算に人が要るんですね。今、学校の事務の方がされているそうなんですけど、そういった現場での細かな数字、管理する人員が要ると、その情報の収入に学校で先生がチェックしなければならないという。事務、またシステムを改修するのにもかなりの経費がかかるとか、いろいろ問題はあるんですね。今、令和4年から始めるというふうなことですけど、そういったところまで計算してできるんですか、これ。そのあたりを少しお願いします。

もう一点、現状は口座振替というふうな点で、ある程度先生方の手間は省けていると思いますが、古い話ですが、私がJAの現役のときに、月に1回、子供たちに集金袋にお金入れて、JAが学校まで行って呼んでました。まだ、今そんなことをしとんかなと思って確認に行きましたら、当然今は口座振替になっていますけど、なかなかこれも公会計化したら、果たしてその管理、町が全てやるということになったら大変だと思うんですが、そのあたりも検討して令和4年から実際にできるのでしょうか。そのあたりをよろしくお願いします。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） それでは、3つご質問がございました。順番にお答えしてまいります。

まず、アンケートで小豆島町はどう答えているのかということなんです。

まず、学校給食費を公会計化していますかという問いに、公会計化していますと回答しております。その徴収・管理業務について、地方公共団体が自らの業務として行っていますかについては、いいえ。それを今後どうしていくか、検討状況について教えてくださいにつきましては、実施を予定していない。町の管理・徴収については、その時点では実施する予定はないということでお答えをしておりますが、このアンケート結果が公表されましたことから、本町でも4年度に向けてシステム導入等々を考えていこうということで、

先ほど教育長のほうから答弁させていただきました。

それから、アレルギーによる徴収が困難も考えられるがというお話なんですけれども、やはりその辺がシステムをどうしても導入しなければいけないだろうなあと考えております。そのシステムの導入について、少し検討の時間が必要だろうと考えております。そういうのを効率的に、かつ確実に徴収・管理ができるようなシステムの確立をしなければいけないだろうなと思っておりますので、それらを検討するために1年間必要だと考えております。

それから、滞納に対する対応、当然口座振替と申しまして100%を口座振替にできるわけではございませんので、その辺につきましては町のほうで職員が通知をするなり電話するなりという徴税等の対応と同じような形で対応してまいるのかなあと考えております。ですので、件数が多くなりますので、人員配置も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 前向きな答弁と思います。本当に、中教審のほうも令和元年に、給食費の管理は教員本来の仕事ではないというふうにうたってますので、ぜひ働き方改革も含めまして、そういうふうな方向で進んでいっているということは大変ありがたいと感じます。

土庄町ですけど、今、小豆島町のほうの学校の給食費等、口座振替で学校のほうに入っているというような状況で、最終的には町のほうに入っていますけど、口座振替というのは手数料が保護者負担になっているんですね。公会計化にしたら、町税と同じように手数料が要らなくなる可能性があるんじゃないかと思っておりますけど、またそのあたりは。土庄町は、給食費の口座振替を全ての保護者をお願いして、香川銀行さんが指定金融機関になっているから、香川銀行さんの口座にかなり口座を増やした。指定金融機関でしたら無料らしいです、手数料が。当然小豆島町はJAさんが指定金融機関なんで、JAがどのような対応をするかも分かりませんが、そういったことをお聞きしましたので、そういったことも考えていったら保護者の負担もなくなるんじゃないかな。しかし、これは難しいんです。今やっているのが一本で落として、その中から給食費だけは公会計、町のほうに納めています。PTA会費とか学級費は学校でプールせないかんものなので、2口に口座から落ちるといいます。給食費だけは公会計化、ほかは学校に落ちないかん。2口で引き落とせないかんので、そのあたり、手数料の関係も2口分で倍になるというふうな考え方もありますので、そのあたりは今後検討も手数料に関してできたらなと思っておりますので、よろし



くお願いします。

続きまして、2問目の飲食店の取引先支援をというふうなことで質問します。

昨年から今年にかけてのコロナ禍の中、町内の飲食店等への国または県、町の持続化給付金、感染拡大防止協力金、観光関連事業者応援給付金等の支援は、ある程度打ち出しているが、飲食店取引先支援は不十分ではないのではないか。国は1月12日、緊急事態宣言に伴う営業時間の短縮要請に応じた飲食店取引先支援を打ち出しています。飲食店と同様に、町としては緊急事態宣言は出ていないが、取引先支援を他の自治体に先駆けて考えてはいかがでしょうか。広島県では、独自に支援策を表明しています。

この質問を私が提出したのが3月3日でした。その後、ちょっと変化がありました。先日、3月12日に香川県議会の中で、20年度の補正予算に追加上程された案件が、飲食店の取引先業者に対しての支援を今回の補正予算で上程するというふうな状況になりましたので少し質問が前後するかと思いますけど、そういったところで小豆島町として独自でそういった支援ができないものか。国から、県から、そういうふうな方向で動き出したら、また小豆島町もそういった方向で特別給付金の中から、臨時給付金の中からそういった対策が考えられると思いますが、飲食店の取引先の業者への対応をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店取引先に対する町独自支援についてご質問をいただきました。

今なお収束の見通しが立たない中で、観光施設や宿泊施設、飲食店や土産物店など、もともと観光消費への依存度が高い業種は深刻な状況に置かれております。

町では、事業者の事業継続や雇用の維持に向け、飲食店取引先も含めて町独自の持続化給付金や観光関連事業者応援給付金等の支援を行ってまいりました。国も、持続化給付金に加え、緊急事態宣言の再発令により影響を受けた飲食店の取引先などを支援する一時支援金が3月8日から申請の受付を開始しております。また、議員のご指摘にありましたように、県におきましても独自の支援策として、飲食店取引先向けの支援が新たに創設されるということがございます。町といたしましては、このような国、県の動向を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それぞれの支援策の詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 私からは、国、県の飲食店取引先向けの支援策について

ご説明をいたします。

まず、国の一時支援金についてでございますが、令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、令和3年1月から3月までの任意の月で、前年または前々年の同月と比較して事業収入が50%以上減少した中小法人及び個人事業者を対象としております。給付額は、中小法人が最大60万円、個人事業者が最大30万円となっており、申請期間は令和3年3月8日から5月31日までとなっております。

次に、香川県の独自支援策についてでございますが、国の緊急事態宣言の再度の発出や県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、県民の外出機会が減少したことにより大きな影響を受けている飲食事業者や関連事業者に応援金を支給し、営業継続を応援する内容となっております。

まず、飲食事業者につきましては、令和3年1月及び2月の売上げの合計額が前年同期と比べて30%以上減少していることなどを要件に、減少率に応じて1店舗当たり最大40万円を支給するものでございます。また、飲食事業者と取引のある事業者につきましては、令和3年1月及び2月の売上げの合計額が前年同期と比べて50%以上減少していることなどを要件に、1事業者当たり最大20万円を支給するものでございます。

町といたしましては、町長が申し上げましたとおり、今後の国、県の動向を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 国、県の動向を見ながらということ、致し方ないと思うんですけど。1月時点で、国がそういった支援をするというようなことが報道されたと思います。その時点で考える、町として私がお願いしたいのは、町独自にそういった国のそういうふうな話が出たときに対応できたら、この3月の議会に補正予算で前倒しで給付が小豆島町内の業者にできたんじゃないかなというふうに私は思っております。今日時点では、もう県のほうも補正予算で上げています。そういったのを利用して検討していく、それはそのとおりだと思いますけど、できるだけ町独自で町内の飲食店取引先に支援ができるように。ほかの自治体が、県がするからそれからやりますというのではインパクトは弱いと思うね。できるだけ、その情報が入ったときにそういった支援を先々考えていけば、町民の方も取引業者、飲食店の方も対応が早いなと喜んでくれるんじゃないかと思いますが。致し方ないと思いますが、ぜひできるだけ多くの金額を支援できるようにお願いしたいと思います。

続きまして、3問目に参りたいと思います。

故郷と書いて、故郷もりあげ隊、これは私が考えた言葉ですけど、を創設をということ  
です。

町長の所信表明で、新たに5名の地域おこし協力隊員を採用すると表明をしております。  
募集をするということで、あくまでも対象は都市地域から移住者であり、町独自の  
地元出身の若者を受け入れて地域を盛り上げる、先ほど言いました故郷もりあげ隊をUタ  
ーン希望者を対象に創設してはどうか。

当然、小豆島を出て都会で学生生活を送ったり、就職したり、そのまま島には帰ってこ  
ず、それぞれ生活されている方がいると思いますが、地域おこし協力隊はあくまでも移住  
者、Iターンなんですね。最近、かなり多くの若者たちが小豆島に、大学を途中で諦めて  
帰ってくる方もおいでますが、就職をされていて途中でいろいろと問題があつて島に帰っ  
てきている人もおると思います。そういった方を、少しでも地元、これだけ地元で育った若  
者たち、受け入れる場所がないから島に帰ってこれないというようなことがあると思うん  
ですよ、実際に。島には帰りたいけど仕事がないというふうなことは、もう誰もが言っ  
ている。我々もそういうふうに思いますが、できたらこういった私が言っています故  
郷もりあげ隊自体は国の交付金の補助もありませんけど、町独自でそういった隊員づくり  
をして、行く行くは小豆島町を背負ってもらおうというふうなことを考えれる方策はないも  
のかいうふうに思います。

もう一点、これは地域おこし協力隊とは別ですけど、集落支援員というふうな制度を国  
のほうも奨励しています。集落支援員とは、地方自治体が地域の事情に詳しい人材で、集  
落対策の推進に関してノウハウ、知見を有している人材を委嘱し、集落への目配りとして  
集落の状況、把握、集落点検の実施、住民と市町村との間で話し合い、促進等を実施とい  
うようなことで、これも国の交付金の中で支援される。1人当たり年間350万円、上限。他  
の業務と、ということは、自治会長を兼ねて集落支援員というふうなお願いをすると、上  
限で40万円というふうな国からの特別交付金の中に含まれて支給されるというような制度  
もあります。そういったところで、先ほども三木議員のほうから移住者の問題、考え方も  
ありましたけど、確かに移住者も大事ですけど、やはり私はUターン者をもう少し島で受  
け入れる、町で受け入れるような方向でやっていけないかと思いますが、いかが考えでし  
ょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から、故郷もりあげ隊創設についてご質問をいただきま

した。

施政方針でも申し上げましたが、本町の最大の課題は少子・高齢化による人口減少であり、さらなるU I Jターンの増加が必要でございます。特に、町出身者の若者の活躍は、私が掲げる、人が集い、元気なまちの実現に向けて欠かすことのできないことでございます。

議員ご提案の故郷もりあげ隊は、地元出身の若者の発想や行動を生かす有効な施策と考えられますので、Uターンを対象とした地域おこし協力隊の募集について、前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、町の課題解決と活力あるまちづくりに向けて、地域の実情を十分に理解しているUターン者につきましては、若者自らが発想を提案する募集方法が故郷もりあげ隊にとりましてはふさわしいのではないかと考えております。また、併せて集落支援員につきましては、今後研究させていただけたらと思っております。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 前向きな答弁で、ぜひ考えて、将来的に地域おこし協力隊員なり集落支援員に委嘱して、行く行くはもう町役場の正職員として雇っていただければ本当に最高なことだと思いますが、なかなかそれも難しいと思いますが、今、地域おこし協力隊員、確かに今年度5名、また来年度5名、10名近くの地域おこし協力隊員、活躍していただきたいんですけど、地域おこし協力隊員に隠れてUターン者、何も目立たない。目立ってほしいんですね、Uターン者に。本当にこれからの小豆島町を考えますと、Uターン者の力が大きく影響してくると思いますので、ぜひそのあたり、我々も同様にUターン者の発掘、そういった意気込みのあるUターン者を発掘するのも大事ですが、行政のほうも発掘していただいて、目配りをしていただいて、Uターン者の優秀な方がおいでたらそういった採用、委嘱をお願いしたいと思います。以上、終わります。ありがとうございます。

---

○議長（谷 康男君） 10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 私は、3問質問させていただきます。

まず1点目に、最初に森崇議員からも関連した質問がありましたけども、国際両備フェリー株式会社の増便申請に関して。

今回の国際両備フェリー株式会社の池田高松航路2便増便申請に関して、元行政職員である町長としてどのような認識で対処したのですか。

12月議会において、住民の要望がある限り、また少しでも可能性がある限り先頭に立って頑張るといような答弁だったと記憶しています。町長自身、国際両備フェリー株式会社の2便増便申請を阻止すれば、航路存続が可能になると本気で考えたのですか。誰かの意見をうのみにしたのですか。経緯と活動の根拠を知りたい。

また、可能性とは何か、改めてお尋ねします。新たな運航業者の長期間安定的な運航可能性を意味することで、言葉ばかりなのですか。赤字補填の策でもあるのですか。町長に伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から、国際両備フェリー株式会社の増便申請に関してご質問をいただきました。

初めに、国際両備フェリーの増便申請の法的な位置づけを申し上げますと、海上運送法第11条の2に規定されております、船舶運航計画の変更に関し、同条第2項では、一般旅客定期航路事業者が指定区間に係るその船舶運航計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとされております。また、同条第3項の準用規定において、船舶運航計画の変更認可が指定区間を含む航路に係るものにあつては、当該指定区間に係る船舶運航計画が当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活または社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであることが規定されておるところでございます。

しかしながら、国際両備フェリーの2便増便申請が認可された場合、同じく法の指定区間である草壁高松航路の継続が難しくなり、地域住民が日常生活等を営むために必要となる船舶による輸送が適切に確保されなくなると考えられたことから、法の趣旨に鑑みて、認可に当たっては四国運輸局長に対し慎重な対応をお願いするとともに、草壁高松航路存続に向けた支援と配慮をお願いしたところでございます。

今回の件につきましては、離島である小豆島から高松に向けて複数の指定区間が存在するという特異なケースであり、認可に当たっての国土交通省の判断も極めて難しいものであつたと推測されます。また、昨年12月議会での大川議員からの質問に対し答弁いたしましたように、現在の草壁高松航路の運航ダイヤが確保されることを条件に、同航路へ参入してもよいという他の航路事業者の話があり、海上運送法第2条第11項に規定されております、船舶による輸送が確保されるべき区間として、国土交通大臣が指定した指定区間を存続できる可能性があつたことから、四国運輸局長に対し要望をしてきたところでございます。なお、他の航路事業者からは、運航に関しての赤字補填は一切必要なく、会社全体

の経営の中で対応できる旨をお聞きいたしております。

最後に、12月議会で申し上げました、僅かでも可能性がある限り、これまで同様、草壁航路存続を目指してまいりたいという発言の意味でございますが、草壁高松航路は日常生活等を営む上で、国土交通大臣が確保されるべき区間として指定したものであり、これまでの答弁でも申し上げましたように、港としての機能が確保されている間は、京阪神航路の復活のように僅かでも可能性が残されていると考えておるところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） いろいろ法的な説明をいただきました。今聞いた範囲では、池田航路の増便申請が認可されたらダイヤは確保できると。指定航路である草壁航路の存続は難しくなるから法の趣旨に反する。だから、運輸局にプレッシャーをかけたのは正当だ、簡単に言うところのことだと私は解釈するんですが。では、指定航路であっても、休止や廃止は届出だけで、許可も認可も要らないわけで、これは法の趣旨に反していないのですか。

今回の増便申請は、池田航路をもっと便利にしようというものです。休止や廃止は法の趣旨に反していないのに、増便して便利になることが法の趣旨に反するという解釈は合っていますか。四国運輸局なり国土交通省なりに法の趣旨や解釈をきちんと確認しましたか。草壁航路が存続できない原因が池田航路の増便のように言っていますが、草壁航路の存続が難しくなる本当の理由は、高松港の発着に関する事業者間の申合せがあって、私が聞いている範囲では30分間隔というような話があるらしいんですが、今以上にダイヤを増やせないからできないのではないですか。だとすると、町長がやるべきことは、住民会議や推進会と組んで増便を阻止する活動の先頭に立つことではなく、航路事業者の間に入って何ら法的根拠のない単なる事業者間の申合せを何とか変えてもらって、池田航路が増便になっても草壁航路のダイヤが確保できるように働きかける、または調整することだと思います。事実、昨年末に航路事業者2者と町長が出席した意見聴取の会で、四国運輸局長は町長にそういう趣旨のことを言ったと当日の出席者から聞きましたが、その後、町長は航路事業者に申合せを変えていただくよう働きかけをしましたか。これをお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） まず、航路の休止・廃止の場合は届出だけじゃないかという森口議員のご指摘ですが、こちらは海上運送法第15条におきまして、その旨の届出をなされたら期間経過後には休廃止が可能というのはそのとおりでございます。ただ、こ

の増便申請につきましては、船舶運航計画の変更ということで町長の答弁にもありましたように、地域の住民の方が高松に行く場合にあくまで船で行けるように確保されているかどうか適切ですかということが情報化されておりました、ここに対して町として四国運輸局長に対しどう解釈するのかを申し入れてきたということでございます。

それから、森口議員のご指摘の中で高松の接岸の問題であると。要は、事業者間の調整、いわゆる30分ルールが根っこにあるんだから、その調整をしっかりと行うべきじゃないかということでございますけれども、当然、町長と私も両備さん、あるいは四国フェリーさんには1月にも直接本社のほうに参りまして、そういった高松岸壁使用の可能性というのもお話をさせていただきました。ただ、その離島航路協議会の中では鉄のおきてとしてそこは譲れることがないということもお聞きしているところでございます。我々としては、そこを少し高松岸壁を譲り合ってという願いももちろん当然持っておりますけれども、そこは航路事業者としては難しいということをお聞きしております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 私は課長が答弁するとは思ってなかったんですが、本当は町長に本来お聞きしたい話なんです、これは。私は最初から、話が少し外れるかも分かりませんが、この問題については池田地区の者がとやかく言うと、いろいろ便利になるから好きなように都合のいい話をするんやということできっと意見を差し控えてきました。ただ、そうやっていくうちにどんどん存続を求める会の結成がなされました。そして、運動が始まった。それによって、その会に町長は先頭になって頑張るといような話まで聞こえてきました。これは私は全員協議会でも、このままいくと町が変になるという話もしました。ですから、今のように課長が答弁されると、私も意地がありますから余計ひがんだ解釈になるかも知れませんが、そこらあたりは本当は町長に答えてほしかったんです。こういう調子で答えられますと、ちょっと後、質問、考えて言わないかなのかなと思いますけども。私が聞いている範囲と今の答弁とは少し違っておる。片一方の業者からは何もそんな相談はなかったというような話でしたから、取り違えが起きておるのかなという感じがします。ですから、そういうような解釈でいくのであればそれはそれでいいんですが、もう仕方がない、今の手としては。

それでは、次の質問に代えます。

草壁高松航路存続を考える会、住民会議、推進会、こういうふうにな名前が次々変わってきましたが、草壁航路存続は町民の総意だと常々言っておりました。それが聞こえてきておりましたが、町長は住民会議の先頭に立ち、先ほども言いましたが、推進会の特別顧問

をされてきました。私が知る限りでは、一度も町民の総意という言葉は使っておりません。航路存続は多くの町民の声だと、先ほどもそういうふうな答弁だと思います。この違いは何ですか。町長が多くの町民の声という根拠は何ですか。森崇議員の質問の中で3,000人を超える署名の話が出ましたが、この署名は純粋に草壁航路の存続を願うもので、池田航路の増便を阻止して草壁航路を残そうという町民の声ではないと思いますがどうですか。住民会議や推進会が言うように、池田航路の増便を阻止して草壁航路を残すことは町民の総意だと本当に思っていますか。町民の総意や多くの町民の中には、旧池田町の町民はどれぐらいの人数が入っていますか。住民会議や特別顧問を務める推進会が町民の総意と言っているのに、町長はなぜ胸を張って町民の総意と言わないのですか。なぜ多くの町民という曖昧な言葉を使うのですか。町長は初めから町民の総意ではないと分かっていたのではないですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員のご質問にお答えいたします。

住民の総意か多くの声かというそういった議論は、言っても水かけ論になるだけの話です。私は答弁を差し控えさせていただきたいと思います。あくまでも多くの住民の声が内海航路・草壁航路の存続であったということは紛れもない事実であると私は考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 確かに解釈の仕様ですよね。多くの住民というのはどこまでが多くに該当するのか、これは私もちょっと理解に苦しむわけですが。本当に水かけ論で、いつまでやって答えが出るものではないなあというふうに思いますので、次に行きます。

11月に町役場で町長も同席していたと思うんですが、草壁高松航路存続を考える会、住民会議の代表者と両備グループの初めての話し合いが行われました。終わった後に両備グループの出席者から、住民会議の代表者の複数の方から池田航路をやめて草壁に集約しろといった内容の発言があって、非常に驚いたとお聞きしました。町長も目の前でお聞きになったと思いますが、そういう発言があったことは事実ですか。もし事実だとしたら、町民の総意でもなく、池田航路をやめて草壁に集約しろといった考え方をもち、賛同しない議員や自治会長を誹謗中傷するチラシをコンビニに張り出した団体の特別顧問を町長が務めていたことになりませんが、それについてどう思いますか。誹謗中傷された皆さんの名前の名誉回復について、当時の特別顧問としてどう考えていますか。私がかここで言うのはな



ぜかといいますと、私も実は電話がかかってきたんですが、ある人から、金銭を授受して  
んではないかと、それで両備の肩を持って頑張っておるんかと、こういうような意見でし  
た。私はお金で動く人間ではありませんとその場で言いましたけどね。それと、いろいろ  
行動しておる中で、我々8名が連名で出しておりますチラシについてはよく分かったと。  
最初は我々の言っている意味が分からなかった。しかし、これを見る限りではよく分かる  
ようになりました。出してくれてありがとうという人も言っていました。こういうふうなこ  
とを含めて答弁をお願いします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） まず、最初の事実関係だけ。住民会議の方々が両備グ  
ループとの面談に際し、池田港ではなく草壁港のほうに集約してはどうかというご発言が  
あったかどうかの確認でございますが、11月10日に役場の大会議室で住民会議の方、それ  
から両備グループの方と1回目、それから11月24日の日に今度は両備グループの本社のほ  
うに参りましてお話しがあった際に、草壁高松航路を存続、何とかしたいという願いか  
ら、我々としては草壁高松航路を何とか残したいという趣旨のご発言があったとは、私同  
席しておりましたので、そう理解いたしております。以上です。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員のご指摘でございますけど、私自身、意地でやっている  
わけではございません、一切。草壁高松航路が必要だということで活動をしている、取組  
を凶っているということでございますので、先ほど森口議員から意地になりますけどとい  
うお話がありましたけど、私は一切意地になってやっているわけではございません。あく  
までも草壁航路の運航計画、それが第一義だと思って取組をしているということでござい  
ます。ご理解いただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 先ほどの課長の答弁の分についてですが、草壁航路、池田を止  
めて草壁航路へという話はあったんですか、なかったんですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） その池田への集約のお話が出た中で、我々としては草  
壁高松航路を残したいんで、そちらにしてもらえませんかというご発言はございました。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 要するに、出席者の方からそういう意見があったということで  
すね。これが私が前に言いました、町が割れると。池田の人に聞いたら、本当に何を考え

とんやという意見が出てきます。あくまでも町は合併したんです。人口が多いから、産業の町やから草壁航路が中心やと、そういう考え方だと私は思うんです。そこらあたりが私との違いだと、取り方がね。こういう意見を出しますと、今日も多分こうやってやると恐らく何らかの形で報道されるかも分かりません。私は決してうそを言っているわけじゃない。聞いた話をしている。実際に、書面で出た分を今手元に持っています。住民の皆さんへというチラシもあります。これも、実は旧の池田町のほうへは配布はされておられません。こういうふうに、一体小豆島町というのは今、旧の内海町だけの町なんですか。そういうような今、私は思いです。先ほど言いましたけど、私は最初は言うたら変に誤解を招くからということで発言を控えてきましたけど、それがだんだん、さっきの私が言ったような状況で見られておるんであればなおさら腹が立ってくるし、町長、意地になってるとかそんなのじゃなくてやっておると言いますけども。ただ、本当に私は、町長は中立でおってほしかったという思いなんです、最初にね。そうすれば、こういう問題もここまで来てなかったん違うかなという私は思いがあります。人それぞれ取りようは違いますからね。それは仕方ないかなと思います。

それから、もうこの際、追加で言います。実は、4月4日に両備さんの提案で草壁港において軽トラック市を開催する予定にしておるんです。これで私、参加者を募集するためにいろいろなところへ問合せをしました。そうしたら、ある人から出店しないよという横やりの電話が入ったという話が聞こえてきました。何でやという話で聞きますと、やはりこの航路の問題が絡んでおる人からということでした。最終的には、今は結果は出ておりませんが、その人が出店するかしないかは。こういうなことまでやられると、余計変なあれですねということはいたい。

この件についていつまでもやっても仕方がないので、最後に、あくまでも我々は航路存続を求める会、それから推進派、新航路就航の会という名前が変わった方から、池田港への集約派、航路存続派の反対派と言われておりますが、反対しているわけではありません。集約はやむなしというスタンスであります。航路は止まるけれど、港湾活性化特別委員会を設置しましたが、港湾地域の活性化を考えて行動していることを頭の中に置いていただきたいと思えます。

次、質問へ参ります。

次、AEDの設置に関して。

AEDを公民館・消防屯所などに設置しましたが、住民が緊急時に十分活用できているか不安です。

講習会などを開催しているのか。自治会の避難訓練のときに活用しているのか。町として大勢の人が使用できる体制にすべきでは。町長に伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から、AEDの活用などに関するご質問をいただきました。

議員がおっしゃるとおり、2か年度にわたり国の消防団設備整備費補助金を活用して13の消防団屯所、10の公民館、そしてセブン-イレブン3店舗の計26か所にAEDの設置をいたしました。現在、町内の公共施設では47か所、民間施設を含めると町内計78か所に設置されている状況でございます。各地区に点在する公民館や消防屯所に設置したことにより、AEDの空白地区を減らすことができ、ハード面では緊急時に対応しやすくなったものと認識しております。今後は、議員ご指摘の大勢の人がAEDを使用できるよう、ソフト面での充実を図るべく、これまで以上に消防本部と連携協力し、多くの方が救命救急講習を受講できるよう普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 私からは、AEDの設置状況や救命救急講習の開催状況などについてご説明をいたします。

先ほど町長が申しあげましたとおり、町内の公共施設へのAED設置状況は、公民館、消防屯所のほか、学校、役場、警察署、消防署、サン・オリーブ、ふるさと村、B&Gなど47か所に設置してございます。さらに、フェリー船内、クリニック、歯科医院、介護施設やホテルなど民間施設では31か所、町内で合わせて71か所の設置があるところでございます。

AEDの設置に当たりましては、一般財団法人日本救急医療財団が作成したAEDの適正配置に関するガイドラインにおきまして、設置が推奨されている公民館や、消防団員のほとんどが救命救急講習を受講しておりますことから、24時間施錠されていない消防団屯所、あるいは連携協定を結んでいるセブン-イレブンへの設置を進めたものでございます。

次に、講習会に関しましては、消防本部から毎年発行されております消防年報によりますと、過去4年間、平成28年度から令和元年度における郡内全体でのAEDの使用講習を含む救急法指導状況でございますが、重複されて受講されている方もいるかと思っておりますけれども、3時間から4時間コースの普通救命講習の開催回数が144回、受講者数が

1,317人、1時間程度の救急講習会の開催が172回、受講者が4,631人、延べで5,948人になっております。また、昨年11月でございますけれども、町の研修の危機管理プログラムの一環で町職員十数名、私も合わせてですけども受講をしております。今後は、公民館主事の講習会でも予定をしております。また、各自治会におきまして、防災訓練の際に消防署員を招いてAED講習を実施している地区もございます。町長が申し上げましたとおり、救命救急講習の実施主体である小豆地区消防本部、また東消防署と協力して、AEDの講習を含めた救命救急講習の普及啓発に努め、緊急時にAEDを正しく使用できる人の増加を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） このAEDに関しましては、実は手前みそになりますが、私も自治会は何回か避難訓練とともにやっております。ただ、これは講習を受けたからすぐに対応できるかといえば、使わないのにこしたことはないんですが、なかなかいざとなると一人では対応は難しい。大勢おるほうが、知識を持っておればやりやすいのかなという感じがするので、この問題を取り上げました。それで、啓発活動に努めていただきたいと思っております。

次へ参ります。

二地域居住の推進に関して。

国土交通省は、地方と都市に2つ以上の生活拠点を持つ二地域居住を全国規模で推進するため、自治体や関係団体などが参加する協議会を3月に設立する予定である。聞くところによりますと、3月9日に設置されたようですが、601の自治体と29の関係団体・業者が既に参加を決めている。農村を含め、地方の人口減少に歯止めがかからない中、有効な施策の検討やノウハウの共有を進め、新たな人口を呼び込む契機を各地で作りたい考えです。

地方移住や関係人口を促すため、本町としてはどのような対策を考えていますか、町長に伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から、二地域居住の推進に関してご質問をいただきました。

私が所信表明で申し上げましたとおり、5本柱の一つ、定住・交流のまちの中で、年間の移住者数はここ数年100名以上で推移し、定住率は50%となっておりますが、人口減少に歯止めがかかっておりません。人口減少を少しでも緩やかにするためには、さらなるU

I J ターンの増加が必要不可欠だと思っております。

そのため、来年度、地方創生のテーマの一つでもあります関係人口の増加を図る取組として、小豆島ふるさと村のワインハウスを活用し、テレワークによる新しい人の流れを創出し、小豆島への移住や、ワーケーションを促進するためのコワーキングスペースやサテライトオフィスを整備をいたします。

また、今般の新型コロナウイルス感染症を契機としたテレワーク導入等の働き方改革が、より進展しつつあることから、様々な施策や事例等の情報交換・共有や発信、また課題の整理や対応策の検討・提言等を行う場として、全国二地域居住等促進協議会が国土交通省、内閣官房・内閣府、総務省、農林水産省の協力のもと、この3月9日に設立されました。まさに、議員ご指摘の組織がこの協議会でございます。会員になることによって、全国各地の多種多様な情報が収集できることから、本町も会員になることとし、早速3月9日の設立総会にウェブ上ですが参加をいたしました。協議会で得られた情報を基に、今後の施策に反映できるよう、二地域居住をはじめとした新たな移住・定住促進施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、お願いをよろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 私はこの関係人口に関してというのは、前にも取り上げました。今、新聞報道あるいはマスコミですが、コロナの影響で地方への移住、人の動きが変わってきておるというのを十分理解していただいておりますが、このチャンスを生かしていただくよう期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩いたします。再開は13時とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 8番柴田初子議員。

○8番（柴田初子君） 柴田です。よろしくお願いいたします。

町長の施政方針の中の教育についてをお伺いしたいと思います。

教育現場において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、先生方のご苦労も本当に大変だったと思います。ご父兄の方も大変気を遣われたと思います。それ以上に、児童・生徒にとって臨時休校、また外出禁止等の我慢をすごく強いられてきたと思いま

す。その中ですけれども、幸いなことに陽性者が子供さんの中から一人も出なかったということは、関係各位の努力のたまものだと思って感謝しております。

町長の施政方針の中で5つの指針がありますが、その中でそれぞれのところを順調に進んでいるところかなとは思いますが、その中の一つの4番目の教育・文化のまちというところで、教育に関してGIGAスクールとかいろんなどころでは進んでいるようなんですけれども、1点全然進んでないところがありますので、その点についてちょっとお伺いしたいなと思っております。

町長は、この施政方針の中で教育の在り方について、子供たちにとってどういった教育環境が望ましいか、様々な角度から関係者と協議し、児童数の推移なども勘案しながら方向性を定めていきたいと述べておられます。

様々な関係者と協議しというところは少しちょっと気になる場所なんですけど、ここで3点ちょっとお聞きしたいなと思うんですけど、1つ目の小学校統合についての具体案の明示ということなんですけれども、小学校統合については、平成28年、29年、その頃からもう統合の話は出ておりました。平成34年ですから、来年、令和4年、いうたらそれぐらいに統合して、新しい学校が、平成28年の古い話ですけれども、その頃には仮称として内海小学校にするかというふうな話はその当時はございました。それから、もうずっと保護者との懇談会、話を聞くとかいろんなどころで何回もいろんな話を教育委員会とかいろんなどころでしてこられたと思うんですけれども。それで、計画は変わるところは時々ありますけれども、それでいきますと令和4年、来年統合して、ご父兄の方に聞きましても、そうなるはずと思われている方もたくさんおいでました。それについて、統合の具体的な明示、そろそろ明示されるべきではないかなとそういうふうに思いまして質問したいと思います。

このことについては町長、教育長にもお考えをお聞かせ願いたいと思うんですけれども、2つ目の教育施設等の改善、これは以前にもトイレとかもありましたけれども、このままいくと施設はもう50年、60年とかという学校施設、校舎ですので、当然考えていけないと思うんですけれども。

それと、3つ目が児童・生徒の登下校の安全対策。こういうことについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 柴田議員から、施政方針で申し上げました教育についてご質問をいただきました。

私からは、1点目の小学校統合についての具体的案の明示についてお答えをいたしません。

昨年2月の総合教育会議におきまして、本町の子供たちにとって望ましい教育の在り方について、総合教育会議で十分協議したいと申し上げたところでございます。しかし、その後、新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が出され、学校が休校になるなど、過去に経験したことのないウイルス感染症に対する対応が求められたところでございます。幸いにも、現在まで本町では学校や児童福祉施設を利用するお子さんや教職員からは感染者が確認されておらず、国からの要請に基づいた期間以外に学校等を臨時休校することはありませんでした。これは、個人個人が感染防止対策を徹底されたことと、小規模ながら小学校が分散していることも要因の一つとっておるところでございます。各小学校では、座席間を空けて授業を行うことができましたし、他の市町では修学旅行を日帰りや取りやめにした学校もある中、本町の小学校は行く先を変更したものの、1泊2日の修学旅行を実施し、子供たちは貴重な体験をすることができました。

また、内海放課後児童クラブを利用する児童を3つの校区に分けて、安田小学校や苗羽小学校を利用して預かることにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避することができました。これらは、小規模小学校を維持しているからこそコロナ禍でもできたこと、メリットだと思っておるところでございます。

望ましい教育の在り方につきましては、総合教育会議を中心に協議をする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため十分な協議ができず、本年2月に1年ぶりに開催したところでございます。その際、児童数の低下が今後想定されるとの報告がありましたが、町内の出産が可能な女性の数が大幅に減少している事実もなく、新型コロナウイルス感染症以外に児童数が減少する原因が不明なところもございます。今後の児童数の推移、施設の老朽化やA I化やグローバル化といった社会状況の中で、子供たちが生き抜くために必要な教育も含めて、総合教育会議や町議会とも協議を行いながら、小学校の統合も含めて様々な角度から望ましい教育の在り方についての検討が必要だと思っております。

以上のことから、いつ小学校を統合するかなど具体案を明示することは現時点では考えておりませんので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以下につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 私からは、2点目と3点目について答弁させていただきます。

まず、教育施設等の修繕についてお答えいたします。

本町の小学校の校舎及び体育館は、建築後41年から校舎の一部は60年以上が経過しており、これまでに耐震工事や大規模改修工事を行うとともに、毎年小規模の修繕を行いながら学校の教育環境の確保に努めております。

令和元年、2年度で、内海地区の3つの小学校については、低学年の教室に近いトイレの改修を実施しております。令和3年度は、池田小学校の長寿命化のための大規模改修に向けた調査・設計業務を発注する予定としています。内海地区の3小学校の残りのトイレを含めた環境改善につきましては、池田小学校の事業費等も勘案しながら、計画的に実施したいと考えています。いずれにいたしましても、望ましい教育の在り方を検討する中で、必要な環境整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の児童・生徒の登下校の安全対策についてお答えいたします。

各小学校におきましては、毎年度、教育目標等の教育計画を策定しています。その中の安全教育計画において、子供たちが日常生活の中にある様々な危険に気づくことや、登下校時における通学路の安全確保や不審者対策についても明記しており、注意を喚起しているところです。また、集団下校を行う際には教員が付き添い、通学路の点検を行っております。

中学校では、毎月5日と20日に中学校付近の危険箇所3か所に教員が立ち、交通指導と合わせて現地確認を行っております。また、児童・生徒の安全を確保するためには、地域の皆様のご協力が不可欠ですが、登下校については見守り隊として老人クラブの方を中心に、通学路で立哨をしていただいております。学校支援ボランティアに登録していただいております見守り隊は、今年度で4団体3個人、合わせて82名となっております。そのほか、子供たちが危険を感じたときの緊急避難場所として、町内の店舗や個人宅、計153か所にこどもSOSをお願いして看板を設置しております。また、毎年、香川県や小豆警察署と合同で、小・中学校区ごとに通学路の点検を行い、安全対策を講じています。

以上のように、児童・生徒自らが登下校時に注意するよう指導するとともに、今後も学校、保護者、地域の皆様、関係機関との連携を推進して子供たちの安全を確保してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 小学校の統合ですが、まだ未定で、国のほうでは今、35人の1クラス学級で進んでおります。この間、教育民生だったと思うんですけども、資料をいただいたものの中で、小学校の児童数の推計表というので、8年度には苗羽小学校がもう7



年度でも1年生が7人という、全体で82人になる。これは前回、3小学校を統合するという話が出て、それから今止まってますけれども、それから池田小学校もどうのこうのという話が出て、結局池田小学校は特別学級ができるので、長寿命化の改修工事に向けて調査設計業務が令和3年に始まるので池田小学校は別途としましても、あまりにも子供の数が少なくなるという。大体35人が標準じゃないかなということ国は35人にしたと思うんですけども、小豆島町の1クラス7人になるとか、本当にもう少ないこんな人数でこのまま、町長は今、未定ですみたいと言われてましたけれども、今からしてないと統合は無理ですよ。ということは、しないというお考えなのか、するのはするとか、するけれども今のところはまだ未定であるとか、しないのかするのかというそういう父兄の方がおいでます。何か宙ぶらりんになって、するんかせんのか分からん、いつするとも分からんしという、ほんまやったらもう来年がそうなとったのにいう話もあったり。それから、あまり子供が少ないと、団体でするサッカーとか野球とかいうのがなかなかそういうチームが組めないとか、苗羽小学校はそうですけど、今、音楽部が西日本のコンクールとかに出てますけれども、今回6年生が卒業すると、13人おった5年生が卒業して、入ってくるのはもう数人であるといったら、コンクールにも参加する人数もとてもじゃないけど足りない。子供数がいろんなにばらけますので、せっかく皆一つ、野球やったら野球してこうして優勝してという、それぞれ高い目標に向かって子供たちが一生懸命努力して達成感を得ようという、それはほかにも達成感することはあるかもしれませんが、学校を挙げて今までいろんなことをしてきた分のが何かだんだんとなくなっていくんじゃないかと。これから小豆島は少子化で、何とか皆頑張ってもらわないかんという言ようるときに、子供が健やかに育つ、伸び伸びと、それには統合して、統合したらトイレの問題とかそういうのも解決しますよね。新しい学校になったらトイレももちろん新しい、直さんでもいいしというそういうところで、もっと統合のことを、施政方針をずっと拝見させていただいて、学校のソフト面というのが国から来るとかそういうなのがずっとあるんですけど、統合の問題、少ない人数じゃなくて、ある程度の人数で切磋琢磨して子供たちが伸び伸びと育つというふうな環境づくりは、今まで何もなかったんだったらあれなんですけれども、ずっと父兄とか近所の人、団体、いろんなところでしっかりと話もここ何年かで、今期はコロナでできませんでしたけど、会が、今までずっとできてきたと思うんですよ。そのところで、まだ未定ですみたいなんじゃなくてももう少し具体的な、少し前向きに進んだという答弁を期待したいんですけど、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 今、具体的なスケジュールだとかそういったものを示していただきたいということなんですけども、先ほども申し上げたように総合教育会議であくまでも主役は児童・生徒であると思っていますので、児童・生徒が健やかに育つためにはどういった教育の在り方が必要なのかということを検討しておるところです。その中で、先ほど申しましたように、小学校の統合も含めて今回は検討していきたいというふうなお答えをしたつもりでございます。ただ、その統合の是非であるとかそういったものを含めての検討ということですので、いつ統合するかは統合すべきという決定が出た後に検討すべき、公表すべきものであると思っております。ですから、今回も申し上げたのは、小学校の統合も含めて健やかに育つためにはどういった教育が必要なのか、そういったことを検討していくというふうにご答弁させていただいたところですので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） すみません、ご理解いただけたらというんですけど、なかなか理解が私には足りないのかあれなんですけど。今までにもう話はしてきたんじゃないかというふうに私自身には感じて、私はそこに参加してないですけども、町でいろいろ話を聞かせていただいただけなんですけれども。じゃあ今、教育会議で話し合いをして、今はコロナ禍ですよ、なかなかそういうのができない、これはいつになったら話がまとまっていくのかという。だけど、どちらにしても、子供たちのこういう人数が減ってきていますから、もう早急にもっといっぱい検討してもらったらいんですけど、結論を、統合するかせんかというだけでも早く出していただきたいなと思います。

もうこれはあれですけども、それと今、池田小学校が終わったら計画的に3小学校のトイレも改築、今1階だけですので、1階だけが終わったという感じなんですけども、2階もトイレはありますので、統合がもうずっと先々にあるのであれば、そういう学校施設とか、子供たちの健康面もありますので、そういう改修というのは早めに実行していただきたい。また、先々先送りするんじゃなくて早め早めに、学校のほうに前も早めにとという話をほかの議員さんからもあったと思うんですけども、していただきたいなと思います。

今、登下校の話、この間のこども議会で子供たちが本当に素晴らしい質問をそれぞれしていたと思うんです。その中でも、安全対策として通学路に街灯が少ないとか、そういうような子供たちの質問もあったかと思うんですけども、その中でふるさと納税の使い方がどうしてるんやというほかの子供の質問もありました。そういうな中で、ふるさと納税に関して令和元年の実績とかを見ますと、件数としては8,593件、1億7,700万円、それぐ

らいありました。その中で、教育・文化のまちづくりに活用してくださいということが4,524件、約半分、金額的にも45%ぐらいの金額を教育・文化のまちづくりに活用してくださいというのが出てました、町のほうでも。その活用例を見ますと、小学校のトイレ改修、それから幼・保、小・中のエアコン設置、子育て事業というこの3点をどういうふうに使ったかというのが書いておりましたけれども、こういうなのを、今年はまだ6億円に近いようなお金、ふるさと納税が入るといって、していただけるというふうな話を聞きますと、しっかりと教育のために使ってくださいと言われて受けているわけですから、いろんなところでも、トイレ一つにしてもそうですけど、学校のもの、この間、子供さんが言われていたのは、通学路が、夏はいいんだけど冬になると5時になったらもう真っ暗になるので、ぜひ街灯が欲しいというふうなそういうふうな話もありました。今、建設課のほうからも学校区で道路とか通学路の点検をしていますという。前回の予算委員会的时候に、今年星城小学校ですみたいに言われたので、毎年1校ずつしているのか、全校一遍に毎年点検をしているのか、そういうところもちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 学校ごとの安全点検なんですけど、今現在、小豆島町通学路等交通安全プログラムというのを策定しまして、それで小学校4校と中学校、中学校は今までしてなかったんですがそれも入れて、毎年各学校区ごとに交通安全点検を行うというふうになっております。やり方としては、学校に通学路等で問題点があるところ、これを出してもらって、団体としては町でいいますと建設課、総務課、こども教育課、それと警察、それと小豆総合事務所の道路課、この者が集まって学校側と、PTAも出れる場合は出ていただいて、通学路をずっと巡回して、問題ある点ということをお聞きしてそれに取り組んでいこうということになっております。ですので、毎年各学校区ごとで行うということで、来年度から、要は未就学児童も対象にして、各学校区のエリアに未就学児童の施設あるところ、それも含めて安全点検を行っていこうというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 柴田議員の例えば街灯を設置するに当たりふるさと納税を活用できないかというご質問でございますけれども、先ほど議員のご質問にあったように、令和2年度、6億円近いふるさと納税ということで、どうも寄付者の意向を見ておりますと、令和元年とほぼ変わらず、約半分の方は子供たちの教育、あるいは文化活動に使っていただきたいという思いを頂戴しておりますので、例えばその街灯整備に対してふ

るさと納税を使えるかという、それは積極的に活用したいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） しっかりとそれらを活用して、子供たちの安全というところを、街灯だけじゃなくて、今、建設課長が言われたようにいろんなところが協力して子供たちの登下校の安全を守るというそういうふうなことをしてますので、その分に対してはしっかりと予算を組んでいただいて、本当に安全に事故なく子供たちが健やかに育てるようにという、そういう施策をしっかりとやっていただきたいと思います。

本当に最後、統合問題をしっかりと早めに結論を出していただきたいと思います。親御さんたちの意見を、前回から聞いて知っていますけれども、今ちょっとずっと流れてはしとんですけど、その後に親御さんたちのご意見とか統合に関してそういうふうなことを聞く機会があったのかどうか、ちょっと最後にお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 保護者の皆様の意見につきましては、ご承知のとおり教育大綱で平成29年に策定する前に地区の説明会、あと学校ごとの保護者説明会でご説明を申し上げて、平成29年に教育大綱の中で内海地区の3小学校の統合について記載したところで、ただ、その後、池田小学校に特別支援学校が併設される。あと、校舎の候補地であった小豆島高校跡地の利用等の問題があって、統合については再度、池田小学校はある程度の期間存続させるということにもなりましたので、内海地区の小学校、当然池田も含めて、小豆島町の小学校の教育の在り方について町長のほうから再度検討するという状況の中で、総合教育会議のほうでは昨年度、教育大綱のほうを修正して、正式に教育の在り方について検討するという見直しを行っております。その後、コロナ禍等もありまして、先月2月に再度、総合教育会議を開いたんですけれども、その間に教員の方に意見を聞いたことはあるんですけれども、保護者の方からはご意見とか説明会は実施しておりません。今後、先ほど柴田議員からもありましたけど、令和8年度には苗羽小学校の児童数がかなり減少するという状況もありますので、統合するのであれば建設期間が4年、5年とかいう期間がかかりますので、その期間も考慮した上で、令和3年度の子供の出生数等も確認しながら、町議会、教育民生常任委員会とも総合教育会議において協議しながら結論を出していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 先ほど私申しました、学校区ごとに毎年行っていますという

ことなのですが、学校区ごとで毎年順番を変えて1年ごと、例えば令和2年度でしたら星城小学校が行いました。令和3年度、安田小学校、令和4年度、苗羽小学校、令和5年度が中学校、令和6年度に池田小学校という形で循環しながら、回りながら行っていくという計画になっております。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 1年に1校だけなんですね。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） そのとおりです。1年に1校ずつです。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） そうしたら、次に回ってくるのは4年、5年後ということですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） そういうことになります。ただ、生徒が替わりますので、当然通学路も変わってくるかとは思いますが、大きな問題点というのはそんなに毎年毎年変わるわけではないというふうに理解しておりますので、その4年後に回ってくるという理解でさせてもらいたいと思っています。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 分かりました。毎年しているのかと思っておりました。ちょっと残念かなと思います。毎年じゃなくても2年に1回とか、もう4年も5年も先でというのはちょっと考えられないかなと思いますが。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 安全点検自体はそうなのですが、実際建設課に危険箇所とかそういった問題点、ご指摘ございますので、その都度対応させていただいておりますので、回ってこなければ対応しませんというわけでは全くありませんので、それはご理解してください。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） ちょっと補足いたします。各学校区内の通学路の安全等については、先ほど私が答弁しました、毎年度策定しております教育計画の中で、安全教育計画も位置づけております。この学校で、学校区の確認は毎年行っております。建設課とか警察と合同で行くのが4年とかに1回ということで、その上で当然毎年学校が確認している中で大きな問題があれば当然教育委員会に報告がございますし、それがあれば建設課ともその都度協議、別途してまいりたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） よく分かりました。そういう形で、教育長、よろしく願いいたします。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 次、3番大下淳議員。

○3番（大下 淳君） 私から、2点ご質問を申し上げます。

まず最初に、成人式は中止したのにということでご質問申し上げます。

本来なら1月に開催予定の成人式が中止になってしまいました。コロナの影響とはいえ、心待ちにしていた人にとっては誠に残念であったと思います。一方で、コロナ禍でありながら航路の問題で集会が開かれました。このことに関連して、様々な文書も流れたようです。文書によっては、航路問題の賛同自治会として自治会長名で表明されていましたが、それぞれの団体での意思決定に基づく賛同なのでしょうか。また、町民総決起集会と称されましたが、どこまでの町民なのでしょうか。旧池田町に住む住民としての素朴な疑問ですが、教えてほしいと思います。

また、決起集会が開催されたのはたしか1月17日であったかと存じますが、真冬の寒風が吹きすさぶ上に、時はまさにコロナ感染の非常事態宣言が発出されているときです。町としては、あの集会は中止を要請するのが正しいことではなかったのかと思います。日常生活においては、3密の回避、マスクの着用、手指消毒の徹底、不要不急の外出は控えるといった新しい生活様式が一層強く求められているときでありました。窮屈な生活だけれど仕方がない、感染を拡大してはいけないとの思いから、年末の帰省さえ多くの人が自粛を余儀なくされたところでした。盆休みは帰れなかったけれど、せめて正月くらいはとの願いは見事に打ち砕かれてしまいました。成人式も、第三波の拡大期とあって、中止の決定がなされました。二十歳を迎えた、久しぶりに友人に会える、ともに近況を語り合える、手塩に掛けて育てた我が子の晴れ姿に浮かぶ親御さんの満面の笑み、そんな思いが消えてしまったのであります。しかし、皆さんは辛抱してくれました。コロナが原因で、誰が悪いわけではない、ここは耐えるしかない、大人になった自分たちに与えられた試練だと、自らに言い聞かせて我慢をしてくれたのではないのでしょうか。

そうした現実がある中で、約600人もの人を集めた集会が開催されました。理由はともかく、緊急事態宣言の下、日本中が一層の3密の回避やソーシャルディスタンスの確保に努めています。さらには、たばこを吸う人の集まる場所でさえも、ソーシャルディスタンスとって問題になってきております。また、大声を出さない、飲食店の時短営業の要請

などなど、必死の思いで懸命に耐える生活を送っているときだけに、驚かれた人も多かったことと思います。なぜ中止を要請しなかったのでしょうか。そして、町長が訴えたかったことは何だったのかお伺いしたいと思います。

そして、中止された成人式ですが、後味の悪さを払拭できる代替イベントが必要と思います。今後の予定についてお聞かせいただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大下議員から、草壁高松航路存続運動などについてご質問をいただきました。

初めに、存続運動に参加されている団体の意思決定の方法についてでございますが、団体の代表者である会長、総代、理事長などが、団体のルールや組織内の協議によって参加の判断をされたものと推察をいたしております。また、団体の性格によって代表者が有している権限は様々であろうかと存じますが、一般論で申し上げますと、会長等は組織を統括、代表し、責任ある立場と考えますので、それぞれのご判断で決定し、参加されたものと思われま

す。町民総決起集会の表現における町民とは誰のことを指すかのご質問でございますが、一般論で申し上げれば、存続運動の趣旨に賛同し、運動に参加された各種団体の構成員を指すと考えられます。

次に、緊急事態宣言が出されているコロナ禍にあつて、成人式等と同様に、決起集会の中止を要請すべきであったとのご質問でございます。

成人式につきましては、感染防止対策を徹底することにより、式典自体は一定程度、感染リスクの低減を図れると存じますが、屋内での開催や会場ロビーでの密集状態、また式前後に予想される同窓会でのアルコールを伴う会食の可能性など総合的に判断した上で、感染拡大リスク回避の観点から中止にしたところでございます。

一方、決起集会につきましては食事の提供はなく、集会の会場が屋外であり、ソーシャルディスタンスの呼びかけをはじめ、マスクの着用、手指消毒の実施など、感染防止対策が徹底されており、開催時間も15分程度の短時間であったことから、感染リスクは低いものと判断され、行われたものと理解をいたしております。

最後に、決起集会において私が訴えたかったことは、これまでの答弁でも申し上げましたとおり、草壁高松航路は地域の住民が日常生活等を営む上で、国土交通大臣が確保されるべき区間として指定した大切な航路であり、クルーズの魅力も併せ持つことから、航路の存続への思いを申し述べたところでございます。

なお、成人式の代替イベントの内容につきましては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本重敏君） 大下議員から、成人式の代替イベントの内容についてご質問をいただきました。

今年度の成人式につきましては、昨年12月に町内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した時点で、開催まで約1か月に迫っていたことから、早急に実施の可否を決定する必要があると判断し、急遽12月9日に中止の通知をいたしました。その後、町内の感染状況を見ながら、12月28日に今年の8月に成人式の代替イベントを開催する旨の通知をしております。代替イベントにつきましては課内で協議するとともに、3月5日の金曜日に実行委員によるオンライン会議を実施するなど検討を行っています。

日程のほうは、令和3年8月14日土曜日、場所についてはサン・オリーブのオリーブホールで、仮称になりますが、小豆島町二十歳のつどいとして開催に向けて現在準備を進めており、新成人に対しては3月中に通知予定としております。開催方法につきましては、座席間隔を1メートル程度確保し、3密対策を十分に行うなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じます。また、保護者の参観はなしで、来賓も少人数として、時間短縮による記念式典と、新成人による実行委員会企画を併せたイベントによる開催を計画しています。なお、当日参加できない新成人や保護者を考慮しまして、式典の様子をオンラインで配信を予定しています。代替イベントの開催は、新成人の皆様の新たな門出を祝い、大きな節目の思い出として非常に重要な役割を担う式典だと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） この問題は、コロナ感染であります。短時間の集会ということがありますが、感染というのはどこで発生するか全く予想がつかいません。感染者が出れば、それこそ大変なことになります。短時間の15分程度というのは、私の思うところによる疫学調査実施要領というものがあまして、それによると濃厚接触者の定義づけ、1メートル以内の距離、それから15分以上の接触、これに定義されるわけですが、このいずれもが感染リスクを下げるものという手段にすぎないと思います。時間的な目安でしかありません。今後とも慎重な行動を求めたいと思います。

それから、指定航路ということですが、国が関与する形にはなっておりますが、特段何をしてくれたということは記憶に全くありませんし、これからもそう期待できるものではないと思います。また、このままいってもやがてそう遠くない時期にまた同じ



ような問題も出てこようかと思えます。本当に、小豆島においては社会インフラ、とりわけ交通インフラはどうあるべきかということは、ともに真剣に考えていかなければならないと思っております。

それから、成人式ですが、ちょうど私も成人式の担当課長をしたことが過去2年あります。最初の年は、従前の例に倣って私のほうで司会進行をして事なきを得て進んだんですが、考えてみますと、新成人にとって自分の親より年のいったおっさんが司会進行をしたところで何も楽しくない、記憶に残らないというようなことを素直に思いました。明るくなる年から、新成人自らの手による成人式に移りました。1部と2部に分けて、それぞれ新成人が司会進行をする。それから、ステージは新成人のイベントも併せて行いました。そうすると、楽しさ、笑顔もありましたし、ちょうど時代はまだ荒れる成人式の時代でしたが、そんなことはもうみじんもなく、非常に楽しく記憶に残る成人式であったと思えます。そして、それが今でも続けられていることは大変うれしく思っておりますので、この夏、池田町では以前には夏に開催をしておりましたが、内海町ではずっと冬の開催であったと思っておりますが、ぜひこれまで以上のすばらしい成人式になることを期待して応援をしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

中山棚田活性化推進員の担う役割はということでお尋ねをいたします。

ご案内のとおり、中山の棚田は古く南北朝から江戸時代にかけてつくられたものとされ、約12ヘクタール、大小七百数十枚の水田が広がっており、湯船山の名水を水源とした稲作が続けられており、平成11年に農水省の日本の棚田百選に指定されております。急峻な山腹に広がる棚田は圧倒的な景観を形成し、個性ある棚田として全国に名をはせています。近年は米離れの食生活への変化、米の生産者価格の下落、耕作者の高齢化、後継者不足などの理由から耕作放棄が増え、棚田の景観の悪化を招いているところです。誰かが耕作をしなければなりません、千枚田は狭小で農機具も使いにくく、かつ生産性の悪い作業はなかなか引き受けてもらえないのが実情であります。したがって、耕作放棄地が増えるわけですが、地元ではこうした問題を抱え、棚田協議会を設け、様々な協議を踏まえながら、今も地元の方や町職員が大変な苦勞をされているところであります。

町においては、この大きな問題の解決に向けて、令和3年度から中山棚田活性化推進員として地域おこし協力隊員を募集するとのことですが、農業、こと水稻栽培に関しては、栽培技術はもちろんのこと、農機具操作の習熟、地域の農地保全の知識、また米の販売等と多くの知見と技術が必要となります。そうした体験者なら即戦力の期待もできますが、

募集に際しては地域おこし協力隊となる人にどのような能力、スキルを求めるのでしょうか。また、併せて期待する成果はどのようなもののでしょうか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大下議員から、中山棚田活性化推進員の担う役割についてご質問をいただきました。

山の斜面や谷間の傾斜地に階段状に作られた棚田は、日本に残る美しい風景の一つで、日本のピラミッドと呼ばれております。

棚田は、食料の供給だけではなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、美しい景観の形成、伝統文化の伝承といった他面にわたる機能を持ち備えている国民共有の財産でございます。

しかし、地形的に生産条件が悪く、労働生産性や平地水田とは比較にならないほど悪く、過疎化や高齢化によって担い手不足が進み、全国各地で棚田が荒廃の危機に直面しているのが現状で、我が町の中山の棚田も例外ではございません。中山の棚田は、農業のみに着目した棚田の維持に限界があることから、平成25年に小豆島町中山棚田協議会を設立し、保全活動を中心に様々な取組を行ってまいりましたが、大下議員もおっしゃるとおり課題も多く、棚田の維持につながる効果的な解決には至っていないという状況でございます。

このような現状を踏まえまして、中山棚田活性化推進員として地域おこし協力隊員を採用し、地域おこし協力隊ならではのアイデアや創造力で、これまでと違った新たな視点での棚田の活性化に取り組んでいただきたいと思います。

具体的な取組内容などの詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 私からは、地域おこし協力隊の具体的な取組についてご説明申し上げます。

中山棚田活性化推進員の取組といたしましては、棚田保全活動や魅力創出を中心とした活動を予定しています。

まずは保全員や地域の方の指導を受け、実際に棚田の耕作や保全活動に従事していただく予定でございます。これは、耕作面積の拡大を目的にしたものではなく、現状や課題等を把握していただくことを目的としたものでございます。そのため、募集に際しては、耕作経験の有無は求めておりません。

また、中山には、虫送り、農村歌舞伎、秋祭りなど多くの伝統行事がございますが、それらに積極的に参加していただき、地域とのつながりをつくった上で、その伝統文化や美しい棚田の景観など優れた魅力を発信し、関係人口の増加策を模索していただきたいと思っています。さらに、棚田の魅力を生かした棚田米の高付加価値化の実現に向けた商品開発や販売促進を検討し、生産性の向上にも努めていただければと思っています。

そのほか、保全活動団体等の誘致や棚田地域の持続的な保全につなげていく方法の検討や、任期終了後に定住し、農泊等の起業、または農業等に従事することを見据えた定住準備にも努めていただきたいと思っています。3年間の任期において、地域の方では思いつかない柔軟なアイデアや創造力を持って棚田地域の持続的発展につなげられる方法を見いだすとともに、地域住民に意欲と活気をもたらせることを成果として期待しています。以上です。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） 水稻に関しましては、私も水稻栽培者であります。実際、手間ばかりかかる仕事です。米という漢字は八十八と書かれまして、文字どおり多くの手間がかかってきます。また、それと比例して、使用する農機具の種類も多くなってまいります。必要となる農機具については、単純に計算しても耕運機から始まり、田植機、農薬散布などの防除機、それから肥料散布機、刈取りに必要なバインダー・ハーベスターコンバイン、ついでに乾燥機が必要になります。さらに、出荷に際してはもみすり機や色彩選別機も欠くことはできません。要するに、新たに米作りをしようとしても、多くの費用が必要です。中古でそろえても、まず300万円ぐらいはかかる計算になります。したがって、米作りに関しては、新規就農者というのは非常に難しい問題だと言わざるを得ないと思います。中山におきましては、令和3年度において棚田協議会である程度の農機具を導入されとのことですので、大いに活用していただきたいと思います。

地域おこし協力隊員の任期は3年となっています。米作りは1年で一通り理解できるものですから、難しい作業ではありません。手間のかかる作業なんです。しかし、ここでよくよく見詰めなければならないのが生産効率の悪さであり、農産物、生産物の市場価格の低さなどから耕作放棄に至る現実、これが大きな問題で横たわっていると思っております。特に、生産者米価などについては、国は国民の主食であると言いながら、その価格は市場原理に任せているという大きな問題があります。生産者保護に力を入れるアメリカやイギリスなどと比べ、天と地の差があると言えます。

こうした現実を踏まえ、地域おこし協力隊員には、栽培方法の改良や、よりよい品種の

選択、私どもは品種としてミルキークイーンを採用しております。ぜひ、これはお勧めなので、またご指導に行けるかと思えます。それから、収穫から販売に至るまでの効率化の努力も必要になると思えます。さらに付け加えて、町内の他の水田地域でも四苦八苦しながら米作りは行われておりまして、そうした地域との情報交換も大事だろうと思えます。また、連携も必要であります。そうしたことを踏まえて、積極的な活動がなされることを期待をしたいと思います。

最後の質問、提案、棚田の活性化事業は、まさに地域に根づいた事業であります。したがって、推進員の方の住むところは中山地区に求めることで地域との交流が容易にできて、かつ事業がスムーズに行えると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 中山棚田活性化推進員につきましては2月に選考し、既に採用の内定が決まっています。内定者の方は内定後、速やかに来島しまして、町内の空き家物件を複数内覧した結果、中山での居住を希望され、来月からの着任に向け、現在、移転等の準備をしている状況でございます。

大下議員のおっしゃるとおり、この業務に関しましては地域に根づいた活動となり、地域の方との交流は重要かと思っております。担当課として良好な関係性が築けるよう配慮しつつ、また大下議員からいただいたアドバイスも参考にし、中山の棚田活性化に努めたいと思えます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） 中山に住まわれるということで、大変結構なことだと思います。折しも来年は瀬戸芸の開催年で、また中山でも大きな作品ができることと思えます。ちょうど夏のシーズンは稲穂が少しずつ大きくなって、水も張る、それから8月に入るとだんだんと色も変わってくるという、まさに見せ頃のときであろうと思えます。推進員の方と地域が協力して、よりよい棚田の活性化に向けて努力されますことを期待いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 次、11番安井信之議員。

○11番（安井信之君） 私は2つのことについて、町長にお考えを聞きたいと思えます。

まず最初に、我が町のデジタル化戦略をどう考えるということで、国において、我が県選出のデジタル改革担当大臣に多くの期待が寄せられています。大きく行政のシステムを

変化させようとしていく基礎的な取組であると考えます。デジタル化によって住民サービスの向上を図り、新たな社会に導いてほしいと思います。

そこで、我が町における取組はどうなっているのか、先を見据えた取組をどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から、本町のデジタル化戦略についてご質問をいただきました。

ご承知のとおり、国では今年9月にデジタル庁が発足される予定であり、同庁を中心に、国、地方公共団体の情報システムを見直すことで、行政サービスの向上を進める動きが始まっております。

本町においても例外ではなく、行政サービスにおいてデジタル技術やデータを活用することは、住民の皆様の利便性向上を図るだけではなく、業務の効率化や人的資源を行政サービスの向上につなげていく効果が期待できると考えております。

他方、教育現場においては、令和2年度補正予算でご議決賜りましたG I G Aスクール構想事業において、町内の小・中学校の全ての児童・生徒に1人1台のタブレットを導入いたしました。将来を担う子供たちがデジタル化から取り残されることがないように、令和3年度からの事業で有効に活用し、子供たちが未来を生き抜く力を養い、情報活用能力を育成できるよう取り組んでまいります。

また、先ほどの森口議員のご質問でも述べましたように、移住や関係人口を増やすためには、さらなるU I Jターンの増加が必要不可欠でございます。テレワークによる新たな人の流れを創出するため、ふるさと村のワインハウスを活用したコワーキングスペースやサテライトオフィスの整備、企業誘致や移住促進を図るための空き家改修に併せてW i - F i環境整備といった通信設備を整備するテレワーク促進等空き家改修支援事業に取り組んでまいります。デジタル化の流れは日々変化いたしますが、国の動向を注視しながら、町民の皆様が等しくその恩恵を享受できるよう、積極的にデジタル化に向けた取組を推進し、住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 私のほうからは、国の動向と本町における取組についてご説明をさせていただきます。

現在、国では自治体D X、デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づいてデジ

タル化を進めております。本計画における6つの重点取組事項としまして、1、自治体の情報システムの標準化・共通化、2、マイナンバーカードの普及促進、3、行政手続のオンライン化、4、AI、RPAの利用推進、5、テレワークの推進、6、セキュリティー対策でございます。

自治体の情報システム標準化につきましては、本町では国民健康保険事業における市町村事務処理標準システムを令和3年11月の導入に向けて準備を進めております。また、国民健康保険事業以外の基幹系の17業務のシステムを中心とした標準化移行を、国の指示では令和7年度までに行えるようにということでございます。本町におきましては、標準仕様が決まる前準備段階として、住基・税・福祉を中心とした基幹系システムのバージョンアップを令和3年11月に予定をしており、導入に向けた準備をしているところでございます。

一方、国が推進しているオンライン申請等の行政デジタル化を進めるためには、住民の皆様一人一人にマイナンバーカードを取得していただくことが前提となります。これらを踏まえ、町長の施政方針でも述べましたように、本町におけるマイナンバーカードの取得率向上のため、令和3年度では役場西館住民生活課窓口、池田窓口センター以外でも出張申請窓口を各公民館等で行う予定としております。

また、AIやRPAなどの導入につきましては、定型業務や大量処理業務の効率化を図ることが期待されますことから、他市町の導入事例を参考にしながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

最後に、セキュリティー対策でございますが、県下8市9町が共同調達する県のほうで準備しておりますけれども、自治体情報セキュリティアクラウドへの移行を令和4年度に控えております。令和3年度では、その移行準備を県が中心になって行う予定となっており、本町もそれに同調して参加する予定でございます。

このほか、庁舎内におきましては、コロナ禍の影響により対外的な協議や研修などに関してはオンラインを活用したりリモート会議などを行っております。まだまだ収束が見通せない状況でございますので、引き続き業務での活用を推進してまいります。

終わりに、町長からも答弁ありましたように、国の動きを注視し、香川県とも緊密に連携を図りながら、デジタル化の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 以前、マイナンバーの前の住基カードですが、あれを普及させるために他市町でも住民票が取れるとか、そういうふうなうたい文句があったと思います。今回、国のほうの健康保険証として使えるというふうなマイナンバーの分ですが、機器を国が全部見るというふうなことで今募集をかけたみたいですが、この2月の時点で28%ぐらいしか手を上げてきてないというふうな状況です。本町において、やりますやりますであれですけど、サービスのほうがついてこんかったらなかなか前向いていかんのかなあと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 安井議員がおっしゃるとおりでございます。ただ、卵が先か鶏が先かということで、マイナンバーカードの普及と、そうした先ほどの健康保険証であるとか免許証とかいろいろマイナンバーカードの利用のお話が出ております。両方がセットになってやらないと、片方だけが進んでもマイナンバーカードだけを推進するわけにもいきませんので、両方併せて進めるように、マイナンバーカードの普及と併せてそういったサービス、それも国の動向によります。町単体でするには、やはり多額の経費がかかることにもなりますので、その辺も勘案しながら、両方を見ながら推進をしていくというふうな考えでやっていきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 免許証とかそういうな分になってくると、一つの自治体でやるということは絶対無理だと思います。それが国のほうで全部、トータル的にいうふうなシステムになってくると思います。その中で、システムができた時点で、うちはシステムが採用されてませんよというふうなことになってきとるいうんじゃないかなあというなんが私の考えなんですけど、住基ネットのときがそういうふうな状態ですから、これから前もって計画的にいつの段階でというふうな部分を目指してやっていくことがサービスの向上、またマイナンバーの普及につながってくるとは思いますけど、その辺はどうですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 住基ネットの、言ってしまえば一つ失敗だったのかなと思いますけれども、今回国が進めております地方公共団体のシステムの標準化ということで、これは先ほども答弁しましたけれども、令和7年度に向けて標準化を進めるということでございます。本町におきましては、基幹業務、住基でありますとか税とかいうものにつきましては今は両備システムに委託をして業務をしております。先ほども説明しましたけれども、その標準化に向けた前段階として、両備システムが委託を受けている各市町、これ

のシステムを、現状ではどうしても町の特別仕様というような部分が多々ございますが、これをもう極力廃して統一した仕様でやっていこうというのが今年のバージョンアップになります。ここで仕様を合わせておいて、令和7年度の国の標準化に向けて、同一歩調で行けるようにというような計画で今進めておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 令和7年度のときに、やっくらんかったというふうなことになるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、小豆島ブランドに対する行政の覚悟はということ、小豆島ブランドの取組がコンサルタントを入れて本格化してくるとの説明がありました。以前にも、行政において似たような取組があったと思ひます。今回は、以前に増して本格的なものと考えます。いろいろな島の強み・魅力を展開し、成果を得ればと考えますが、以前から島の観光部門に3団体があります。かねがね議会においても、島の観光団体の一本化が議論されています。私は行政が島を挙げての計画を実行しようとしている今、抜本的な改革をするべきだと考えますが、町長の考えを伺ひます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から、小豆島ブランドの取組と観光団体の一本化についてご質問をいただきました。

小豆島ブランドへの取組につきましては、令和2年5月に小豆島ブランド推進委員会が土庄町と一体となったことにより、行政の垣根を越えて、島が一体となって取り組む事業となっております。今年度は、「島と共に暮らす、未来へ。」をブランドビジョンとした小豆島地域ブランド戦略を策定をいたしました。

令和3年度からは、この戦略に基づいて、小豆島が一体となって、島の経済を支える商品産業と、島のイメージを育てる観光産業の連携を強化し、地域事業者が自らの力でイノベーションに挑戦できる仕組みと自走組織を創出するという使命を達成するため、関係機関と連携しながらブランド推進事業を着実に実行してまいります。

次に、観光3団体の一本化につきましては、安井議員のご指摘のとおり、島内には小豆島観光協会をはじめ、3つの観光団体があり、観光客の目線からすれば島の観光団体は一つにすべきではないかのご指摘もございます。

私はかねてより、小豆島の観光につきましては情報を一元化して発信すべきであると考えておりますが、現時点において観光団体の一本化は難しいと言わざるを得ません。

まずは、行政を含めて島民の気持ちを一つにすることが観光団体の一本化につながるも



のと思います。安井議員からご提案があったとおり、島を挙げて取り組んでいる小豆島ブランド推進事業を進めていく中で、観光団体の一本化への機運が高まることを期待しているところでございます。

なお、小豆島ブランド推進事業の取組と観光団体の事業内容につきましては、課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 小豆島ブランド推進事業につきましては、今年度、土庄町、両町商工会とも連携を取りながら、専門家による事業者、活動家らに対するヒアリングを実施し、各種調査を経て小豆島地域ブランド戦略を策定いたしました。

令和3年度は、専門家によるブランドの監修やデザインの開発等を行うブランドマネジメント戦略、若手事業者ワーキンググループを組織し、島内外でプログラム運営を行い、小豆島の体験価値を高めるエクスターナル戦略、住民に対する地域ブランドへの理解を促し、共感を得るためのインターナル戦略、デジタルを活用して顧客のデータ収集と小豆島ファンの育成を行うデジタルインフラ戦略という4つの戦略の柱に沿って、ブランド推進事業を実行してまいります。

続きまして、それぞれの観光団体について説明いたします。

まず、小豆島観光協会については、観光情報の収集や観光機関との連携をはじめ、マスコミの取材や視察の受入れ、ホームページの管理・運営に加えて、来年度からは地域限定の旅行業の運営を行うこととしています。

次に、小豆島町観光協議会は、旧内海町と旧池田町の合併に伴い、内海町観光協議会と小豆島池田町観光協会が統合し、設立されました。観光アプリの運用による観光情報の発信をはじめ、オーリーブナビ小豆島での観光案内、大型クルーズ客船の歓迎など、観光客の満足度向上を図るためにきめの細かい活動を通じて、当町の観光に寄与しています。

また、小豆島土庄観光協会は、エンジェルロード及び土庄港での観光案内、ふるさと納税の返礼品事業による地場製品のPRなどが事業内容となっています。

以上のように、これらの観光団体はそれぞれの役割と関係性の中で活動されておりますので、行政が強制的に一本化するというのは、町長が申しましたとおり現段階においては難しいものと考えております。

今後も、それぞれの観光団体が補完し合いながら、小豆島の観光振興に寄与することとなりますが、町長が申し上げましたとおり、島を挙げて取り組むブランド事業を通じて島民の一体感を醸成していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 3つの団体があるということは、それぞれのベクトルが同じ方向に向いて行ったら強い形になりますけど、違う方向に行ったら消し合いでゼロになる可能性もあります。そういうな分を念頭に置いて、ある程度外から見た形で島を見た形では、外の方は1か所しか見いへんですね。それを3つも見て、いろいろ間違っただような形で検索するというふうなことでは島のためにはなってるのかなと。利用者が使いやすいような形になってこんかったらいかんと思いますけど、その辺はどう思いますか。

○議長（谷 康男君） 観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 繰り返しの答弁にはなりますが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、小豆島の3つの観光団体、それぞれの役割と関係性の中で活動をされておりますので、なかなか行政が強制的に一本化するというのは現時点においては難しいものと考えております。

これまで、平成28年4月にそれぞれの町に合った、例えば公立病院が一つになったり、また翌年の29年4月には島にあった高校が一つになりました。また、令和元年5月には瀬戸内備讃諸島の石の物語、これが日本遺産に認定をされまして、現在、土庄町とも連携を取りながら、日本遺産ブランドを生かした新たな取組を進めているところでございます。さらに、今年度、令和2年度からは行政の垣根を越えて、土庄町と一体となって取り組んでいるこのブランド推進事業を通じて、先ほども申し上げましたとおり島の一体感を醸成してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） ずっと言うても同じような格好になってくるんかなと思いますけど、今まで島でそういうふうなプロジェクトをやった時点で、いろいろな団体が足の引っ張り合いをやって今の結果になってきとると思いますので、今は島全体でやっていくことが一番大事なようになってきますから、その辺はトップの町長としては十分頭に入れてもらってやってもらいたいと思います。その辺ができなかったら、ただお金を使ったなというふうな結果になるんかなと思いますんで、その辺よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は2時30分とします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時30分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 1番藤本傳夫議員。

○1番（藤本傳夫君） 私のほうからは、3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目に、池田内科クリニックへの今後の対応はということで、池田内科クリニックは旧池田町が建設し、私の古い記憶では、元佐々木町長の息子さんが同じ八木先生と医師を志していた時期がありまして、その関係で八木さんに戻ってくることを依頼して、それで池田町が建設し、経営を八木氏に依頼した診療所です。たしか現在72歳で、10年ぐらいは先生に経営をお願いできると思うんですけども、現在、町が合併し、小豆島中央病院が開院した今、また中央病院に医師が不足しているという現在、池田地区の住民にとってかかりつけ医として大切な存在である池田内科クリニックをどうする意向か、この状態がどこまで続くのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 藤本議員から、池田内科クリニックの将来についてご質問をいただきました。

医療機関では、かかりつけ医を中心とした日常的な医療を基盤としながら、必要に応じて専門的な治療が受けられるよう、地域の医療機関が役割を分担しつつ、それぞれの専門性を高めていく必要がございます。特に、小豆島は全国的にも医師が少ない地域ですので、池田内科クリニックをはじめ、かかりつけ医の果たす役割は非常に大きいものがあると考えています。

さて、八木先生におかれましては、昭和61年6月7日の開院以来、35年にわたり地域医療にご尽力をいただいておりますことは、ただただ感謝の言葉しかございません。先生からは、元気なうちは診療を続けていきたいと伺っておりますので、引き続きご尽力を賜りたいと考えているところでございます。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） それでしたら誠に結構なんですけども、先生もやはり72歳といって、高齢に近づいております。それで、その先生の見立てというのが非常によく当たるといって、今クリニックは非常に繁盛しておりますけども、クリニックを続けていく場合、こういうふうないろんな技術を伝える次の医師が要るよというふうな考えを私は持っております。できましたら小豆島出身、例えば名前を出したら悪いんですけど、平井ク

リニックさんとかは先生がおって、奥さんがおって、息子さんも医学部におるんか先生になったんかはっきり知りませんが、そういう人がおるようなところにアプローチをして、準備をできるような状態を整えてはと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 事前に準備をというご指摘でございますけど、今現在、八木先生にも確認したところ、元気なうちは診療を続けてまいりますというお答えをいただいておりますので、今の段階でなかなか準備というのは難しいかなと思っております。ただ、そのときが来たときには、最善の努力はしたいというふうには思っております。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） もちろんそれは先生のご意向があつての話ですので、ひょっとということが体調の不良なり何なりあり得るということだけ考えていきたいと思うんです。

それでは、次の質問に変わります。

最終便フェリーに対するバスの運行をということで、4月から国際両備フェリー株式会社の最終便と四国フェリー株式会社の最終便に対応するオリーブバスの運行を土庄町、オリーブバスと協議して、ぜひ実現させていただけないかということです。

土庄のフェリーに乗りましたら8時20分、池田で乗りましたら8時半ですから、1時間後に小豆島に着きます。それで、土庄港からずっと池田、内海、坂手まで通ってもらえれば、最終便で小豆島の幹線道路を走れるということになりますので、どうお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 藤本議員から、最終便フェリーに対するバス運行のご質問をいただきました。

ご提案は、池田港着21時30分と土庄港21時20分着の最終便に合わせてオリーブバスを運行してはとの内容であるかと存じます。

小豆島の路線バスを小豆島バスが運行していた時代には、土庄港の最終便フェリーに接続するバスが運行されておりましたが、利用者の減少や経営の合理化により廃止になりました。土庄港の最終便フェリーは21時20分に土庄港に到着することから、それに対応したバスが池田港を経由し、池田港で乗客を乗せて内海方面に行く便があれば非常に便利になると思います。しかしながら、小豆島オリーブバス株式会社では、慢性的な運転手不足の状況であり、継続して運転手を募集しているのが実情でございます。また、採用者に対して大型2種免許の取得に対する助成も行ってありますが、応募者が少ない状況にあ

るようです。現在の運転手の体制では、最終便を21時30分頃に増便して運行するのは難しく、運行するのであれば、さらに2名から3名の運転手の増員が必要であると伺っております。

現在、地域住民の代表や交通事業者、また観光協会や社会福祉協議会など、各分野の方々に組織する小豆島地域公共交通協議会において、小豆島地域公共交通計画の策定に取り組んでおります。フェリー最終便に接続したバスの運行は、実現が難しい課題と考えておりますが、計画策定の中で十分に協議し、調査研究していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） この案件につきましては、小豆島町、土庄町、ともに大株主であります。その株主の意向は、株式会社にとっては絶対だと思うんですけども、その辺をもっと強く言える、協議会の中で話を詰めるんでしょうけども、僅かな希望というよりはこのほうがよっぽど実現性があると思いますので、よろしくお願いします。

次、町出資第三セクターの赤字部門への考えはということで、オリーブ公園やふるさと村のいろんな部門がある中で、赤字部門も多いと聞いております。全ての事業を自ら経営し、総合的な効果を発揮するのもいいんですけども、赤字部門については民間委託も考えてみてはということで、去年、一応財団に5年間移管するということで、ちょっと質問が遅れたようなところがあるんですけども、その辺分割して、確かに経営がまうとかいう案件がありましたら考えてみてはいかがだろうと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 藤本議員から、小豆島オリーブ公園やふるさと村について、赤字部門の民間委託を考えてみてはどうかとご質問をいただきました。

小豆島オリーブ公園や小豆島ふるさと村をはじめとする公の施設の管理につきましては、当該施設条例第3条第2項及び第3項により、先の12月議会におきまして、令和3年度からの5年間で指定管理期間とし、町が出資している法人を指定管理者として承認いただいたところでございます。

また、指定管理者である一般財団法人小豆島オリーブ公園、一般財団法人小豆島ふるさと村の設立目的、各施設の設置目的が地域活性化であることを踏まえ、両財団がそれぞれの施設を一体的に管理することで、効率的、効果的な運営が可能となると考えております。引き続き、現体制の下、それぞれの施設の強みを生かし、町の施策との整合性も勘案しながら、利用促進や情報発信、経費節減などの経営努力を重ね、地域活性化に資す

る施設となりますよう、各財団としての役割をしっかりと果たすべきだと考えております。

詳細は、それぞれ担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（真砂智規君） 初めに、私からは、小豆島オリーブ公園についてご説明申し上げます。

一般財団法人小豆島オリーブ公園は、小豆島オリーブ公園、小豆島町健康生きがい中核施設、小豆島オートビレッジYOSHIDAの3つの施設の管理運営を行っており、財団全体としての経営は、3つの施設の維持管理とオリーブの普及推進を担っている公益事業、温泉やレストラン、売店をはじめとする収益事業で成り立っております。

小豆島オリーブ公園と小豆島町健康生きがい中核施設は、日本のオリーブ発祥地にある道の駅として、また小豆島オートビレッジYOSHIDAは、温泉を備えた自然豊かなキャンプ場として地域の活性化に貢献しているところでございます。当財団が管理している事業には赤字部門もございますが、先ほど町長からも申し上げましたとおり、財団の設立目的がオリーブ等による地域活性化であり、小豆島の特産物であるオリーブによる収益を、継続的な住民サービスに還元することは大変意義あることだと考えておりますので、引き続き時代のニーズに即した営業努力も重ねながら、経営の効率化を図ってまいります。以上です。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 引き続き、私からは、小豆島ふるさと村についてご説明を申し上げます。

こちらも、オリーブ公園と同様に、収益部門で得た収益を公益部門に還元し、継続的に住民サービスを行っております。小豆島ふるさと村条例で定められた施設の設置目的と、一般財団法人小豆島ふるさと村の設置目的が密接不可分であることを考えると、当財団が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営ができると考えております。12月議会でも申し上げましたが、現在、小豆島ふるさと村将来ビジョン検討会を設置し、公益性の部門、収益性の部門のバランスを考えた今後の運営方針及び将来ビジョンの策定に向けて検討を進めております。特に、老朽化が顕著である施設につきましては、廃止をするのか、大規模改修をするのかなど様々な方策が考えられます。それらの施設については、今後どれだけの利益を生み出せるのか、また実際にどの程度の需要があるのかという視点から考え直さなければいけません。本検討会においては、施設全体の機能が十分に発揮さ

れるよう、各施設・各部門の効果的な活用について検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） 言ようことは分かるんですけども、例えばオリーブ公園でしたら、健康中核施設は公的部分もあるんですけども、あれは公民館の役目も果たしているということでお金を入れとるということがあるんですけども、今年みたいな年はオリーブ公園の収益がまるっきり下がるとははずなんですけども、そういうところに毎年おんぶにだっこでそっちの黒字を全部足していきようたんですけども、今年は無理だと思いますけれど、こういう状態になったときこそそれぞれがもっと収益を上げるべきだと思います。健康中核施設にしても、ベッセルおおちも同じように県から第三セクターに移行された施設だと思いますけども、あそこは非常に黒字で、今テレビでもよく宣伝しているぐらい繁盛しているようなので、そういうところもちょっと見習っていただきたいなと思っております。

それと、ふるさと村のほうは評議員もさせてもらっておりますのである程度の話は分かりますけども、それにしても収益が偏るところは偏って、ないところまでそこから補充すると。赤字すれすれならいいんですけど、ずうっと赤字というところもありますので、その辺の是正をよろしくお願ひしたいということで、質問を終わります。

---

○議長（谷 康男君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、4点について質問をさせていただきます。

最初に、職員の自衛隊入隊研修についてです。

町長は施政方針で、防災研修の一環として若手職員を対象にした自衛隊入隊研修を実施し、災害時における対応力を養成しますと表明されました。しかし、なぜ今、自衛隊での研修が必要なのでしょう。その理由をお答えください。

自衛隊での研修は、地方公務員の職務と関連がなく、職務専念義務を定めた地方公務員法にも違反するのではないかと考えますが、いかがですか。

また、自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本としていますが、本来、自治体職員は住民の意見を聞いて考え、住民の立場で仕事をするのが務めです。これに対して、自衛隊法57条では、上官の職務上の命令に忠実に従わなくてはならないとあるように、自衛隊員はたとえ疑問があっても上官の命令に無条件に従うことが求められます。職員と自衛隊員では、求められる資質は正反対であり、職員の能力向上にはつながらないと考えま

す。自衛隊入隊研修はすべきではないと考えますが、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、自衛隊入隊研修に関するご質問をいただきました。

先の三木議員からのご質問で答弁いたしましたように、人材育成の強化は私が掲げる重要施策の一つでございます。職員には、よりよい行政サービスが提供できるよう資質の向上、意識改革を求めており、その一環として幅広い分野の職員研修を行っているところでございます。

自衛隊研修につきましては過去にも実績があり、令和2年度から実施しております危機管理プログラム研修と併せて、災害時における対応力を養成するものでございます。危機管理の第1次的責任を有する基礎自治体であります町におきましては、東南海地震をはじめ、近年の異常気象に伴う集中豪雨や火災対応など、あらゆる災害から町民の尊い生命、身体及び財産を保護するため、迅速かつ的確な行動が求められます。したがって、自衛隊研修が地方公務員の職務と関連がないわけではなく、災害などにおける危機管理能力を養う上では意義ある研修であり、能力向上につながるものと考えております。

研修などの詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 私のほうからは、研修の内容についてご答弁いたします。

町長からも答弁しましたように、自衛隊への研修につきましては、平成27年8月に2泊3日の日程で、善通寺駐屯地と国分台演習場で、本町職員10名と県職員4名が参加して実施がされております。座学や地図判読のほか、いざというときに役立つロープ訓練など、あくまでも災害などに備えた基本的な訓練が中心でございます。

議員ご指摘の職務専念義務につきましては、地方公務員法第35条に規定されているところでございますが、町長が申し上げましたように本研修が職務と関連がないわけではございませんので、同法に抵触することはないものと認識をしております。また、いつ起こってもおかしくない災害時には、自衛隊員であっても自治体職員であっても、与えられる任務には差異はあるものの、町民の尊い生命、身体、財産を守るとともに、いち早く復旧に向けて任務を遂行することには変わりはありません。住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方自治法の趣旨に鑑み、職員一人一人が住民の意見を聞いて考え、仕事をするとは当然のことでございます。

これからも、町長が重要施策として掲げる人材育成の強化に向けて、本研修をはじめと



した様々な研修に積極的な参加を促し、職員一人一人の資質向上を図り、よりよい行政サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 公務員は入職時に、憲法を尊重し擁護することが求められます。日本国憲法は戦争への反省に立って制定され、前文には、政府の声によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定すると高らかにうたっております。そして、国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄など、政府が厳守すべき3大原則が定められています。また、地方自治法は、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うと役割が明記されております。一方、自衛隊法では、自衛隊は直接侵略及び間接侵略に対し、我が国を防衛するために行う防衛出動を主たる任務とするとあります。防衛出動、すなわち必要な武力を行使する組織が自衛隊です。

以上のことから、地方公共団体の職員の自衛隊入隊研修は、表面的に効果が期待されたとしても、日本国憲法と地方自治法の精神から本質的に相入れるものではないのではないのでしょうか。職員の自衛隊入隊研修ではなく、日本国憲法と地方自治法の民主的原則の体得、その職務を遂行するための能力、公務員としての根本に求められる人間的成長を涵養するための研修を行ってほしいと思います。以前に行われた自衛隊での研修は、先ほど説明でもありましたけれども、訓練日程として障害通過や地図の判読、ロープ訓練などとなっております。これらが実際の災害時に町職員として必要なことなのでしょう。災害対応というなら、消防などその道の専門家はほかにもまだいますし、そういう組織もあります。内閣府でも、自治体職員を受け入れる研修制度を行っているそうです。先ほどの町長、課長の説明でも、自衛隊でなければならないという理由があるとは思えません。いかがですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 最初に鍋谷さんが申されましたように、公務員として憲法を遵守するというのは確かに入職するときに宣誓いたします。ですので、それを遵守して、また公務員法、地方自治法にのっとり仕事をするというのももちろんのことでございます。役場の職員が、ただ事務をするだけでしたら、そういった研修等で養えばよろしいかと思っておりますけれども、先ほども申しましたけれども、災害時等で非常時での対応をどう行うかというようなところで、自衛隊において研修をすることが適当ではないか

と。研修メニューは、鍋谷議員も前回のをお持ちだと思いますけれども、特に軍事訓練をするわけでもございませんし、あくまでもそういった非常時での訓練ということで、そういった状況に置かれたときにどういった行動を取れるかというのを目的とした訓練でございます。また、消防の訓練とかというようなお話もありましたけれども、役場の職員の男性職員であれば、ほとんどが消防団員としてそういった意味での訓練は受けております。そういった意味で、それに加えて非常時の訓練という意味で自衛隊の訓練ということで選択をさせていただいておりますので、ご理解をいただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 以前行われた研修に行かれた方は、その後、帰ってきて、自分はそういう訓練を受けたかもしれないけれども、全体として伝えるとかそういうところは行われているのでしょうか。町職員としてそれが必要だということは、行った人たちはどのように感じておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 全員の感想を、当時私は担当でございましたので聞いておりませんが、今、総務課における危機管理室の職員も受講した職員がおります。通常ではない、特に今回は8月に行いました。非常に暑い中で、環境もそんなによくない、そういった状況の中で2泊3日を過ごしてきて、やはりそういった精神的な面での成長もありましたし、そういった体験をすることというのが通常の私たちが行っている研修ではなかなかできないというようなものですから、それは貴重な経験でなかったかなと思っております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） もちろん、自衛隊も災害救助・救援活動を行っています。だけど、自治体の職員が行う災害対応というのは、またそれとは違うと思うんですね。だから、自衛隊で行う必要性というのがあるとは思えません。ぜひ、ご検討をお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。

コロナ感染拡大防止についてです。

政府は首都圏、1都3県について緊急事態宣言の延長を決定しましたが、宣言を解除した地域を含めて感染の下げ止まりは顕著であり、感染再拡大の危険性をはらんだ緊迫した状況が続いています。特にこの間、感染者に占める高齢者の割合が高止まりし、病床の逼迫と死者数の増加が続いていることが重大です。感染力の強い変異株の流行も、重大な懸

念要素です。ワクチンはコロナ収束に向けた有力な手段ですが、順調に進んでも社会全体で効果が現れるには一定の時間を要するとされ、ワクチン頼みになってはなりません。現状を打開するため、中でも無症状感染者を発見、保護するためのPCR等検査を抜本的に拡充することが急務だと思います。

政府は、3月5日に改定した基本的対処方針に、高齢者施設に対する社会的検査とともに、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査やデータ分析を実施すると新たに明記しました。無症状者に焦点を当てた、幅広いPCR検査の実施が明記されたことは一歩前進ですが、1日1万件程度を目指すとするなど、規模が極めて小さいなどの問題点があります。感染拡大の予兆や感染源を早期に探知というのであれば、感染を封じ込めるため、文字どおりの大規模検査の実施をすることが必要ではないでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。

感染拡大を阻止するには、クラスター対策だけでなく、無症状感染者を把握する検査が必要です。特に医療機関、介護・福祉施設など、クラスターが発生すれば多大な影響が出る施設、また重症化しやすい高齢者などへの社会的検査が必要ではないでしょうか。また、まだまだ困っている事業者や困窮している子育て世帯、若者などへの支援が必要だと考えますがどうでしょうか。

次に、支援制度についてですが、国の新型コロナウイルス関係の支援制度には、持続化給付金、家賃支給給付金などがありますが、いずれも税金の完納要件はありません。税の完納を要件にしていない自治体も、少なくありません。例えば、埼玉県蕨市の担当者は、国の持続化給付金の制度を参考にしている。応援金の趣旨からして、完納要件は想定していなかったとしております。本町の応援給付金は、税の完納要件があるのは問題であり、感染拡大防止対策を実践する飲食店を支えるためという給付金の趣旨からしても、要件は外すべきです。また、完納要件を設けている自治体の中には、現在は分納計画の下で分納を実行している人は滞納者ではありませんと説明しているところもあります。分納による者はこれからの納税なので、未到来分は滞納ではないという考え方です。少なくとも、本町でも分納計画の下で分納を実施している人は申請を受け付け、給付を行うようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、新型コロナウイルス感染症に関するご質問をいただきました。

新型コロナウイルス感染症については、町民の皆様のご理解、ご協力により、本町では1月4日以降、新規感染者が確認されておりませんが、1都3県に発令されている緊急事態宣言が再延長されるなど、依然厳しい状況が続いているところでございます。引き続き感染防止対策の徹底に努め、医療提供体制の維持と社会経済の安定に向けた取組を進める必要があると思っております。

さて、ご質問の医療・介護従事者・高齢者等への予防・スクリーニング的なPCR検査の実施についてでございます。香川県による介護施設等の従事者を対象にした一斉PCR検査が2月に行われ、近々2回目の検査が実施されることとなっておりますが、高齢者を対象とした定期的な検査の実施は難しいのが現状でございます。

浜口議員のご質問でお答えいたしましたとおり、本日、郡内の医療従事者への新型コロナウイルスワクチンの接種が始まりました。この新型コロナウイルスワクチンは、生命、健康を損なうリスクの軽減、さらには社会経済の安定につながることを期待されているところでございます。限られた医療提供体制において、まずはより多くの方がワクチン接種を受けられるよう取組を進めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の支援事業、3点目の完納要件につきましては、参事から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 大江参事。

○参事（大江正彦君） まず、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業活動、あるいは日常生活に影響を受けている皆様の支援についてでございます。

議員ご承知のとおり、産業や生活を支える国や県の支援制度に加えまして、昨年5月の臨時会、7月臨時会、また今期定例会でも、国・県の支援策への上乗せ給付、あるいは町独自の給付制度を創設いたしまして、より困窮度の高いと思われる業種や町民の方に支援が届くように、全体的な支援で足りない部分を個別業種等への支援で補完しながら、可能な限りの支援を行ってきたところでございます。個々の事業者や町民によっては、困窮の度合いが異なりますので、全てに十分な支援を行うこと、これは困難でございますが、少なくともほかの自治体と比べましても、本町の支援策は、金額面でも、きめ細かさにおきましても、勝るとも劣らないものと考えております。

今後におきましても、この新型コロナウイルス感染症がいつまで続き、またどの程度の影響を及ぼすのか、また国や県の支援策や地方自治体への財政支援がどうなるかなど、状況を見極めながら、必要に応じて事業活動や町民生活への支援を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、3点目の給付金の給付要件から町税の完納を除外すべきとのご指摘でございま

す。

例えば、国の持続化給金は、窓口は中小企業庁となっております。これについては、全国各地から膨大な件数の申請があることから、実際の事務は民間企業に委託しております。インターネットを介した申請受付となっておりますのでございます。このため、個人や法人の国税の納税状況を個々に確認することは事実上困難でございますので、それに加えて迅速な給付が求められているといったこのようなことから、国税の完納要件を除外せざるを得なかったものと認識いたしております。

本町の場合、あくまで申請者本人のご了解をいただいた上で、税務課に照会することで迅速かつ確実に町税の納付状況を把握可能でございますし、速やかな給付も可能であることから、税の公平性を担保するためにも町税の完納を要件としているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、分納の方の申請を受け付けるべきといったご指摘もいただいておりますけれども、本年度の各種給付金につきましては、もうほぼほぼ終わっておりますので、今後、新たな給付金制度、こういったものを創設する際には十分検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 3月末までの給付金について、今行われているわけで、その部分について、先ほど言ったように分納したら、分納計画でできるということを今からすることは無理ですか。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 3月末まで続いておりますのが2種類ございます。一つは、事業所から感染者が出た場合の緊急支援の給付金、それからもう一つは、外食業のガイドライン応援給付金になります。外食業応援のガイドラインの給付金につきましては、ほぼほぼ該当者が特定されておまして、もう既にほぼほぼ給付が終わっておりますのでございまして、もうほぼほぼ申請がなくなってきたような状況でございますので、もう今からというのは特に考えておりません。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） ほぼほぼ終わった中に、滞納ではねられているという方が実際いらっしゃるんですね。件数的にはそんなにないと思うんですよ。だから、そういう人たちももらえるようにできないかと。実際、これは感染拡大防止対策をしている飲食業ということで、そういう人たちへの給付なわけであって、じゃあ滞納しているから感染拡大

防止をしなくていいのかと、広がってもいいのかということになると思うんですね。難しいかもしれませんが、何か方法はないか検討をお願いしたいのと、今後の給付金、新たにつくる制度として、中には例えば東京小金井市では、申請書に完納条件の中に徴収猶予、または分納納付の誓約がされている場合を除くというふうな記載をしたりしてそういう人たちにももらえるようにしているわけで、実際に本当に困っている人たちに届かないというところは一番問題だと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

では、次に行きます。

草壁フェリーの休止後の対応についてお尋ねをいたします。

町長は施政方針で、航路は人々の暮らし、観光、物資の流通等、島の繁栄を築き上げ、欠くことのできないものです。草壁高松航路の休止問題は、誠に残念な状況と受け止めています。草壁高松航路は、地域住民の日常生活や社会生活にとって大切な航路だと言われました。

そこで、今後の町としての対応について、2点お尋ねをいたします。

まず、草壁航路についてです。

草壁のフェリーが休止になることから、町民は新規航路を求めて会をつくって運動をしております。町として、できることはないのでしょうか。ぜひ、できる支援をしていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

それから、池田航路についてです。

4月から国際フェリーが3便増便され、池田港に乗客が集中することになると思います。今でも、満車で駐車場所がないときもある池田港の駐車場の整備などが急がれると思います。どのようにお考えでしょうか。

また、これまで歩いたり、自転車で草壁港へ行っていたお年寄りなど足のない方が、オリーブバスを利用することで負担が大きくなります。そういう町民への何らかの支援は考えられませんか。

さらに、バスを利用した場合に、国道のバス停だと港まで歩かなければなりません。全てのバスがターミナル前、港まで停車をするようにすべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、草壁フェリーの休止と、その後の対応についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のように、小豆島・高松新航路就航の会が2月21日に設立され、草壁高松航

路の運航に向けて、事業者を模索する運動がなされていると伺っております。

草壁高松航路への私の思いは、施政方針をはじめ、これまでの答弁でも繰り返し申し上げたとおりでございますが、町としてできることは、交流人口の拡大や産業の活性化、文化活動の推進を図り、町と島の魅力を高め、海の復権を目指すことでその可能性を高めていきたいと考えております。また、航路が休止になりましても、草壁港という大切な社会インフラを守ることで、再開の可能性は残されると思っております。

次に、池田港の駐車場等の整備につきましては、まずは町有の埋立地に設けております臨時駐車場の活用で対応し、4月以降の利用状況を調査研究しながら、必要となる整備につきまして検討していきたいと考えております。

また、オリーブバスの運賃負担につきましては、平成28年の抜本的な見直しにより、最大300円の運賃になっておりますので、新たな支援策は考えておりませんが、まずは国際両備フェリーが実施する無料送迎バスの利用を呼びかけたいと考えております。

最後に、池田港のバス停につきましては、時間帯によって池田港ターミナル前と池田内科クリニックに分かれておりますが、池田港ターミナルへの集約につきましては、オリーブバス等関係者と協議し、課題の整理等を進め、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 草壁の航路が必要だということは、もう内海の人たちみんなの願いだと思います。小豆島町全体として、町としても本当にできることはしていただけたらと思います。

また、先ほど言われましたけれども、埋立ての駐車場、あそこは何台ぐらい止められるんですか。土をいっぱい運んで止めれるところってそんなになんかなあと思うんですけど。今も本当に、駐車場いっぱいするときあります。便数が増えると、土庄からもいっぱい来ますし、内海で今まで止めてた分が全部行くわけで、かなり厳しいんじゃないかなと思うんですけどいかがですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 池田港の町の埋立ての土地の話だと思うんですが、前回の瀬戸芸のときに駐車場がいっぱいになるということで、臨時駐車場として整備をしました。今現在があの区画が46台止められるようになっております。今後、先ほど町長が申しましたように、4月1日以降にどういった状況になっていくのか、これを見据えて拡充していかなければならないのかどうか、これが判断になってくるかなと思います。今、砂とか採

石等を置いていますけれども、これについては4月末までの利用と、借地にしておりますので、4月末まで。土のところについては、もう県の残土置場として使用しているという状況になっておりますので、今後、駐車場を整備していくという話になりますと、当然今使用されている方との協議になってこうかなと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 46台、今あるのにプラスということですよ。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 今、46台が止めれるように、下はバラス、採石を敷いてますので、ロープで区切って46台の駐車ができるように今既にしております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 臨時駐車場以外のところプラス臨時駐車場46台ですね。だから、今使用しているのにプラスして46台、足りるのかなあと思うんですけど。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 臨時駐車場46台です。産直のところの横に駐車場ありますよね。あれが77台止めれます。待機レーンの北側、これが41台です。遊具を置いとるところの緑地、あれの横、そこが27台ということで、今の数字でトータルしますと191台の駐車場があるということです。ただ、先ほど言いましたように、町の埋立地のほうにまだ46台広げることが可能でありますので、もし足りない場合はそちらのほうを整備していくということになろうかなと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 多分、足りないと思います。ぜひ、早い整備をお願いします。

次、行きます。

奨学金制度の改善についてです。

このことについては、12月議会に出しました通告に対して、一般質問ができなかったもので、文書で答弁をもらいました。その中には、親権者が連帯保証人となり、その親権者が町税等を完納していることが貸付けの要件となっている理由として、4年で240万円と高額な貸付けになるので、町税等に滞納のある方に対して貸し付けることには無理がある。また、公平性の観点からも必要という答弁でした。

しかし、奨学金は学生が自立して学ぶことを支援するために学生本人に貸与をされるものであり、本人が借りて本人が返すことが前提です。本人抜きの親権者に貸すようなこう



いう議論というのは、人権無視とも言えるのではないのでしょうか。親の経済的困難がその子供の学歴や就業機会に不利になる影響を与え、その不利が大人になっても影響し続け、固定化され次の世代に引き継がれるという貧困の連鎖を断ち切るためにも、親権者に滞納があることがその障害になることがないように、制度の改善を改めて再度求めます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、奨学金についてご質問いただきました。文書による回答と重複する部分があるかと思いますが、その辺はご容赦いただけたらと思います。

小豆島町では、高等学校や大学等に進学、または在学する者に対しまして貸付けをする奨学資金貸付制度と、将来、保健・医療・福祉関係の業務に就こうとする者に対して貸付けをする保健医療福祉関係職修学資金貸付制度がございます。小豆島町奨学資金貸付条例及び小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例において貸付を受けようとする際には、一般的には18歳で高校を卒業するため、親権者が連帯保証人となり、その親権者が町税等を完納していることを貸付の要件といたしております。

本町の奨学金制度は、将来的に町内に帰ってきて、一定の要件を満たせば、返還免除の制度を設けておりますが、7割以上の方は返還することになります。現状として、卒業後の本人や家族の経済状況により返還が滞るケースが増加をしております。奨学金は、大学ですと年間60万円、4年間で240万円と高額な貸付けになりますので、連帯保証人となる親権者に町税等の滞納がある方に貸し付けることは、町民の皆様のご理解を得にくいものと考えております。また、町税等の完納要件につきましては、きちんと納税されている方との公平性の観点からも必要と考えておるところでございます。

本町の奨学金制度は、これまでも金額の増額、返還免除制度の導入やまた見直し、緩やかな所得制限など、改正を重ね整備してまいりました。今後も、必要な見直しは行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 全く同じ答弁でした。必要な見直しは行うということですので、親権者以外の保証人をつけることなどの見直しで、親権者の滞納が必要な子供の借りられないことにならないような制度にすることは可能だと思いますがいかがですか。特に、保健・医療・福祉関係職の修学資金貸付制度は、医療福祉関連の人材確保のための制度でありますので、特に改善すべきだと思います。土庄町の同様の制度にはその条件はついていないと聞いておりますが、当然だと思います。再度、答弁をお願いします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 先ほど町長が答弁いたしましたように、今後必要な見直しを行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 親権者以外の保証人をつけることで貸付けができるということは可能だと思われませんが、その点について答弁をお願いします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 町全体の方針としてそごがないように、必要な見直しを検討してまいります。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 小豆島で生まれ育った子供たちが、本当に勉学したいときにできるような町の制度であってほしいと思います。ぜひ、よろしくをお願いします。終わります。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

次回は明日、3月17日午後1時より会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時23分